



造工場ニ於ケル繭乾燥、魚介物ノ鹽藏並製造ノ如キモ包含ス

七 職工ノ年齢ハ戸籍簿ニ登録シタル事實ニ付計算スヘシ

八 業務別ハ例ヘハ生絲製造工場ニ在リテハ「操絲女工何人、揚返男工何人女工何人」織物工場ニ在

リテハ「織布女工何人、整經女工何人、綜統通女工何人」トノ如ク記載スヘシ

九 賃金支拂期ハ毎月末、毎日何日拂ト男工並女工ノ標準額ヲ業務ノ種類ニ依リ異ナルモノハ其ノ

業務別標準額ヲ記載スヘシ

一〇 寄宿舎ノ欄ニハ收容人員(收容)ニ對スル一人當リ坪數、非常避難設備ノ概要、慰樂室、談話室、

病室等附屬シアルトキハ其ノ設備ノ概要ヲ記載スヘシ

一一 其ノ他ノ附屬建物欄ニハ獨立シタル原動機室、乾燥場、講堂、慰樂室、休憩室、談話室、圖書

閱覽室、裁縫室、醫務室、(又ハ)浴場等ヲ記載スヘシ

一二 左ノ事項ヲ摘要欄ニ記載スヘシ

(イ) 創業年月日又ハ工場及附屬建設物ノ建設、使用改築増築及設備ノ變更認可年月日

(ロ) 工業主ノ異動、工場管理人選任ノ認可並届出又ハ解任等ノ年月日

(ハ) 職工増減ノ年月日及事由

(ニ) 工場法及同法ニ基キテ發シタル命令ノ規定ニ依リ許可認可又ハ命令シタル事項ノ要領

第二號様式 (用紙美濃紙)

何々工場職工傷病者表

大正 年 月

日報

疾病負傷ノ種類	男		女		男		女		男		女		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
最多數前年度													
本年發生													
三日以内													
三日以上十日以下													
十日以上廿日以下													
廿日以上卅日以下													
卅日以上													
死亡者數													
傷病者數													
年末現在													

工場職工傷病者表記載心得

一 本表ハ工場毎ニ調製スヘシ但記載事項過少ナルトキハ上部ニ工場名ノ一欄ヲ設ケ一葉ニ調製スルコトヲ得

二 同一職工ニシテ一年中ニ二回以上疾病又ハ負傷シタルトキハ各別ニ重複計上スヘシ

青 森 縣

工場法施行細則

(大正五年八月三十日  
青森縣令第三十四號)

第一條 工場法第一條工場法施行令第一條但書及同第三條ニ該當スル工場ヲ設置セムトスルトキハ申請書ニ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ其ノ増築、改築及移築セムトスルトキ亦同シ

一 工場ノ名稱

二 工業ノ種類

三 工場ノ位置竝人家、學校、病院、公園、道路、河川トノ距離ヲ記シタル略圖

四 工場建物(附屬建物ヲ含ム)ノ設計仕様書竝平面圖及工場構内建物ノ配置略圖

五 工事着手及落成期日

第二條 工場法第二條第二項ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 工場ノ種類

二 一日ノ就業時間

三 始業及終業ノ時刻

四 一日ノ休憩時間

五 毎月ノ休業日

六 職工ノ員數

第三條 工業主ハ職工ノ就業竝休憩時間及毎月ノ休業日其ノ他勤務ニ關スル事項ヲ定メ遲滯ナク知事

ニ届出ツヘシ其ノ變更シタルトキ亦同シ

第四條 工場法第八條第三項ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 工業ノ種類
- 二 延長時間並其ノ期間
- 三 時間延長ノ事由

第五條 扶助料及葬祭料ヲ支給シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

- 一 支給シタル事由
- 二 支給額

第六條 工場法施行規則第二十條ニ規定スルモノノ外工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還

スヘキ場合左ノ如シ

- 一 同居家族中疾病ニ罹リ二箇月以上ニ涉リ醫療ヲ受クルトキ
- 二 天災事變ニ依リ事情止ムヲ得サルトキ

第七條 共濟會ヲ組織シタルトキハ規約書ヲ添へ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人タルヲ認可セサルコトアルヘシ

- 一 未成年者、復權セサル家資分散者、禁治産者、準禁治産者、破産者及工場管理人ノ認可ヲ取消  
サレ滿二年ヲ經過セサル者
- 二 本人ノ性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セスト認めル者

第九條 工場管理人ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 家資分散、禁治産、準禁治産及破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 二 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレ若ハ工場ニ關スル法令ニ違反シ處罰セラレタルトキ
- 三 工場管理人ニ適セスト認めルトキ

第十條 工場管理人選任ノ認可申請書ニ添付スル履歷書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 學歷
- 二 經歷
- 三 賞罰

第十一條 工場法施行令第二十六條ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 工場ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クル場合
  - イ 教授ノ方法
  - ロ 教場ノ設備
  - ハ 教師ノ資格及員數
- 二 工場外尋常小學校へ通學セシムル場合
  - イ 學校名
  - ロ 工場ト學校トノ距離
  - ハ 工場ト學校トノ關係

第十二條 工業主ハ職工ノ雇入解雇ニ關スル事項ヲ定メ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第十三條 工業主ハ工場法施行規則第八條第三項但書及同第九條但書ノ規定ニ依リ職工ヲ業務ニ就カ  
シムルトキハ醫師ノ診断書ヲ添ヘ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第十四條 大正五年四月縣令第二十四號トラホーム豫防規則第四條第五條第六條第八條乃至第十八條

第十九條第一項第一號第二號及第二十一條ハ工業主又ハ管理人竝其ノ家族、職工、徒弟、事務員、  
備人ニ之ヲ適用ス

第十五條 工場法、工場法施行令、工場法施行規則及本令ノ規定ニ依リ知事ニ差出スヘキ書類ハ所轄  
警察官署ヲ經由スヘシ

第十六條 本令第一條第三條第五條第十二條及第十三條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

第十七條 本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 本令施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ニアリテハ大正五年十二月三十一日マテニ本令第  
一條第一項第一號乃至第四號ノ事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

工場法施行手續、(大正五年九月十二日  
青森縣訓令乙第五百五十九號)

第一條 工場法施行細則(以下單ニ細  
則ト記ス)第一條ノ許可申請書ヲ受理シタルトキハ工場及附屬建物竝設備カ  
危険ヲ生シ又ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スル虞ノ有無及四隣ノ意向ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘ  
シ

第二條 工場法第八條ノ許可若クハ認可申請書又ハ届書ヲ受理シタルトキハ其ノ事由ヲ調査シ申報ス  
ヘシ

第三條 工場法施行令(以下單ニ施  
行令ト記ス)第二十五條ノ許可申請書ヲ受理シタルトキハ保管方法ノ確否ヲ調査  
シ申報スヘシ

第四條 施行令第三十八條第二項ノ許可申請書ヲ受理シタルトキハ同令第二十二條ノ規定ニ異ナル慣  
習ノ有無ヲ調査シ申報スヘシ

第五條 工場法第十八條第三項ノ認可申請書又ハ工場法施行規則第二十二條第一號ノ届書ヲ受理シタ  
ルトキハ細則第八條各號ノ事項ヲ調査シ申報スヘシ

第六條 警察官署長ハ左ノ各號ノ場合ニ於テハ其ノ事實ヲ詳具シ申報スヘシ

- 一 工場管理人ニシテ細則第九條各號ニ該當スル事實アルトキ
- 二 工場法施行規則第十條ニ依リ工業主ニ對シ病者又ハ産婦ノ就業ノ制限又ハ禁止處分ヲ必要ト認  
ムルトキ
- 三 工場及附屬建設物竝設備カ危険ヲ生シ又ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認めタルト  
キ

四 扶助料ノ支給ニ關シ工業主ト職工トノ間ニ争ヲ起シタルトキ

五 工業主ト職工トノ間ニ紛議ヲ醸シ又ハ不穩ノ模様アルトキ

第七條 警察官署長ハ左ノ各號ノ場合ニ於テハ速ニ申報スヘシ

- 一 工場一ヶ月以上ノ休業又ハ廢業シタルトキ
- 二 職工業務上負傷シ若ハ死亡シタルトキ又ハ多數一時ニ疾病ニ罹リタルトキ
- 三 工業主變更又ハ死亡シタルトキ

第八條 工場監督官吏ハ各工場ニ對シ一年三回以上臨檢スヘシ但業務ノ種類狀態等ニ依リ臨檢度數ヲ減少スルコトヲ得

第九條 トラホーム豫防措置ニ付テハ大正五年四月縣訓令甲第十一號トラホーム豫防規則施行手續第二十六條乃至第三十二條ニ準據シテ取扱フヘシ

トラホーム豫防規則施行手續第二十九條及同第三十二條ニ規定スル事務ハ工場監督官吏モ之ヲ行フコトヲ得

第十條 警察官署ニ工場臺帳ヲ備ヘ工場設置及其ノ他ノ申請竝届出アリタルトキハ其ノ都度之ニ記入又ハ訂正スヘシ

第十一條 工場監督官吏ハ工場臨檢簿ヲ調製シ監督臨檢ノ都度其ノ顛末ヲ記録シ警察部長ノ檢閲ヲ受クヘシ

(用紙美濃紙) 工場臺帳様式

考 備	工場名稱	工場位置	工場種類	工場設置年月日	工場種類	工場主住所	管理人住所	職工ノ種類	職工ノ種類
	氏名 年齢	氏名 年齢	氏名 年齢	氏名 年齢	氏名 年齢	氏名 年齢	氏名 年齢	氏名 年齢	氏名 年齢

記 載 例

- 一 管理人ヲ置クトキハ工場主(法人ナレハ其會社名)モ共ニ記載スルコト
- 二 原動機ヲ使用スルトキハ工場法施行規則第一條ニ規定スル原動機ノ種類ニ依リ記載スルコト
- 三 職工ノ種類欄ニハ男女工各人員ヲ記載スルコト
- 四 備考ニハ許可認可申請及届出ノ年月日其ノ他必要ナル事項ヲ記載スヘキモノトス

## 山形縣

### 工場法施行細則

(大正五年九月一日  
山形縣令第四十九號)

- 第一條 本則ニ於テ施行令トハ工場法施行令、規則トハ同法施行規則ヲ謂フ
- 第二條 規則第二條ニ依ル申請又ハ届出ニハ工業主又ハ之ニ代ル者ノ住所、氏名、事業ノ種類及職工ノ員數ヲ具備スヘシ
- 前項ニ掲クル事項ノ外規則第二條前段ノ申請ニハ就業セシムヘキ業務ノ範圍、同條後段ノ申請又ハ届出ニハ其事由及申請又ハ届出ノ目的ヲ詳具スルヲ要ス
- 第三條 規則第八條第三項及第九條但書ノ規定ニ依リ醫師ノ意見ヲ徴シタルトキハ一年間其證憑書類ヲ保存スヘシ
- 第四條 工業主ハ様式第一號ニ依リ職工扶助簿ヲ設ケ扶助ヲ開始シタルトキハ直ニ所要ノ事項ヲ登載シ爾後相當整理スヘシ
- 第五條 工業主食事其ノ他ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ價額ハ豫メ給與ヲ受クヘキ職工ニ周知セシムヘシ
- 第六條 施行令第二十七條ニ依リ旅費ヲ負擔シタルトキハ歸郷者ノ行先地及負擔シタル金額ヲ三日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
- 第七條 工業主ハ他ノ命令ノ規定ニ依ル場合ノ外工場及附屬建設物竝設備ニ付左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 必要ニ應シ適當個數ノ非常口ヲ設ケ戸ハ外方ニ開ク構造ヲ爲シ尙ホ工場内ニハ非常避難ニ充分ナル通路ヲ存置スルコト
  - 二 地上三尺ヲ超ユル高所ニ在ル非常口ニハ完全ナル避難装置ヲ設クルコト
  - 三 機械若ハ動力傳導装置ノ危険ナル部分ニ對シ危害豫防ノ装置ヲ爲スコト
  - 四 寄宿舎ハ一坪ニ付職工二人ヲ超エテ收容セサルコト
  - 五 工場、寄宿舎、療養所、其他工場ニ附屬スル職工ノ住宅ハ採光換氣ニ適スル構造ヲナスコト
  - 六 塵埃、粉末ノ飛散其ノ他有害物ノ發散スル場所ニ除害装置ヲ設クルコト
  - 七 寄宿舎、休憩所、療養所、食堂、脱衣所又ハ更衣所、浴場及便所ハ男女ヲ區別シテ設クルコト但シ浴場ハ入浴時間ヲ限リ之ヲ區別スルトキハ此限ニ在ラス
  - 八 其ノ他危険豫防及衛生、風紀、公益ニ及ホス害ヲ避クルノ構造又ハ装置ヲ爲スコト
- 第八條 性行又ハ經歷上不適當ト認メタル者及左記各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ工場管理人タルコトヲ認可セス
- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ若ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者
  - 二 破産又ハ家資分産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者
  - 三 未成年者、禁治産者及準禁治産者
  - 四 認可ヲ取消サレタル者ニシテ取消後二年ヲ經過セサル者
  - 五 工場管理ニ付實權ヲ附與セラレサル者

第九條 工場管理人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ管理人ノ認可ヲ取消スヘシ

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
  - 二 破産又ハ家資分産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
  - 三 禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
  - 四 工場管理ニ付實權ヲ有セサルニ至リタルトキ
- 第十條 工業主ハ様式第二號ニ依リ工場毎ニ工場監督官注意簿ヲ備付クヘシ  
前項ノ簿冊ヲ廢棄セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第十一條 工業主ハ左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
- 一 他ノ工場ニ就業スル者ヲ雇入レタルトキ
  - 二 午後十時ヨリ午前四時迄ノ間ニ於テ就業セシムルトキ
  - 三 施行令第十六條第三號但書ニ該當スル事實ノ生シタルトキ
  - 四 工場法第八條第二項及第四項ニ依ル許可又ハ認可ノ事由消滅シタルトキ
  - 五 天災地變其ノ他ノ事由ニ因リ工場及附屬建設物竝設備ニ重大ナル異狀ヲ生シタルトキ但シ他ノ法令ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ス場合ハ此限ニ在ラス
  - 六 扶助ヲ開始シ又ハ廢止シタルトキ
  - 七 第三條ノ證憑書類又ハ工場監督官注意簿ヲ滅失シタルトキ
  - 第十二條 申請又ハ届出ハ總テ工場所在地ノ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
  - 第十三條 第三條第六條第十條第十一條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス



第五條ノ周知ヲ爲サス又ハ虚偽ノ周知ヲ爲シタル者及職工扶助簿ノ記載ヲ怠リ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者亦前項ニ同シ

附 則

第十四條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本則施行ノ日ヨリ一月内ハ第五條、一年内ハ第七條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第十五條 職工ノ雇入、解雇及周旋ノ取締ハ別ニ定ムル規則ニ依ル

様式第一號

表 面

職 工 扶 助 簿	
何 々 工 場	

内 面

年 月 日	療 養 料	療 養 扶 助 料	障 害 扶 助 料	遺 族 扶 助 料	葬 祭 料	不 治 扶 助 料	備 考	負 傷 又 病	負 傷 又 病	死 亡	被 扶 助 者	
								年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備 考

- 一 扶助者一名毎ニ口座ヲ設クルコト
- 二 年月日及扶助料記載欄ハ必要ニ依リ増加スルモノトス
- 三 被扶助者及遺族扶助料ノ受領者欄ニハ其住所、氏名、年齢ヲ記入スルモノトス
- 四 療養ヲ施シタル場合ニ於テ其費用ヲ本人ニ支給セサル方法ニ依リタルトキハ其費用ヲ見積リ相當欄ニ毎月記入シ尙ホ療養ノ方法ヲ備考欄ニ明記スヘシ

表 面 内 面

工場監督官注意簿				月	注意要領	工場監督 官吏認印	備	考
				日				
何々工場								

福 井 縣

工場法施行細則

(大正五年九月一日 福井縣令第三十一號)

第一條 工場法施行規則第二條ニ依リ知事ニ差出スヘキ工場法第二條第二項ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 就業セシムヘキ業務ノ種類

二 就業時間、休憩時間及休日

第二條 工場法施行令第二十六條ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 學齡兒童ノ族籍、氏名、生年月日及學歷

二 就學ノ方法及一日ニ於ケル就學時間

三 就學ニ要スル費用支辨方法

四 工場ニ於ケル就業時間

第三條 工場法施行規則第二條ニ依リ知事ニ差出スヘキ工場法第八條ノ許可申請書若ハ認可申請書又

ハ届書ニハ左ノ各號ノ事項ヲ具スヘシ

一 工場法第八條第二項ノ許可申請ノ場合

一 避クヘカラサル事由

二 延長セムトスル期間

三 延長セムトスル就業時間

- 四 休憩時間、休日
- 五 夜業ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ其ノ交替ノ方法
- 二 工場法第八條第三項ノ届出ノ場合
  - 一 臨時必要ナル事由
  - 二 延長セムトスル期間
  - 三 延長セムトスル就業時間
- 三 工場法第八條第四項ノ認可申請ノ場合
  - 一 事業ノ種類
  - 二 延長セムトスル期間
  - 三 延長セムトスル就業時間
- 第四條 工場法施行規則第八條但書ニ依リ傳染豫防ノ處置ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク左ノ事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ
  - 一 患者ノ氏名、生年月
  - 二 病名
  - 三 傳染豫防ノ方法
- 第五條 工場法施行令第四條ニ依リ扶助ノ義務ヲ生シタルトキハ左ノ該當事項ヲ具シ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ其ノ義務ヲ終リタルトキ亦同シ
  - 一 職工ノ氏名、生年月

- 二 負傷、疾病ノ原因並程度
  - 三 死亡シタルトキハ其ノ原因
  - 四 扶助ノ種類及金額
  - 五 遺族扶助料又ハ葬祭料ノ交附ヲ受ケタル者ノ住所、氏名及本人トノ關係
  - 六 診断又ハ檢案ヲ爲シタル醫師ノ住所、氏名
- 第六條 工場管理人選任ノ認可申請書ニハ工場法施行規則第二十一條ノ履歷書ノ外尙工場管理ニ關スル一切ノ權限ヲ附與シ及工業主ニ代リ一切ノ責任ヲ負ハシムヘキ旨ヲ記載シタル選任契約書ノ寫ヲ添附スヘシ
- 第七條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ工場管理人トシテ選任スルコトヲ得ス
- 一 未成年者、復權セサル家資分散者及破産者、禁治産者、準禁治産者
  - 二 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ滿三年ヲ經過セサル者
  - 三 工場管理人ノ認可ヲ取消サレ滿二年ヲ經過セサル者
  - 四 前各號ノ外性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セスト認ムル者
- 第八條 工場管理人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工場法第十八條第三項ノ認可ハ其ノ効力ヲ失フモノトス
- 一 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ若ハ禁治産、準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
  - 二 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタルトキ

第九條 工場管理人選任認可ノ後ト雖本人ノ性行不良其ノ他ノ事由ニ因リ工場管理人タルニ適セスト認メタルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十條 工場法施行令第二十五條ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ具シ尙貯蓄ニ關スル規程アルトキハ其ノ規程ヲ添附スヘシ

- 一 貯蓄ヲ爲サシムヘキ時期、金額及其ノ管理方法
- 二 貯蓄ヲ爲サシムヘキ職工ノ範圍

第十一條 工業主ハ左ノ帳簿ヲ備ヘ職工ノ勤怠及賃金支拂年月日及其ノ支拂金額、就業日數又ハ稼高其ノ他給與ヲ爲シタルトキハ其ノ給與額ヲ明記スヘシ

- 一 職工出勤簿
- 二 賃金給與支拂明細簿

第十二條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滯ナク知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

- 一 工場醫ヲ設ケタルトキ
- 二 職工相互救済ニ關スル規程ヲ設ケタルトキ
- 三 工場又ハ職工ノ寄宿ニ關スル規程ヲ設ケタルトキ
- 四 職工ノ雇入契約書式ヲ定メタルトキ

第十三條 工場法、工場法施行令、工場法施行規則及本則ニ依リ知事ニ差出スヘキ願、届ハ工場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十四條 第四條、第五條、第十一條、第十二條ニ違反シタル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

### 石川縣

工場法施行細則 (大正五年八月二十九日 石川縣令第三十一號)

第一條 工場法施行規則第二條前段ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 就業セシムヘキ業務ノ區別
- 二 職工ノ年齢及員數
- 三 雇傭期間
- 四 就業時間
- 五 休憩及休日ニ關スル事項
- 六 申請ノ事由

第二條 工場法施行規則第二條後段ノ規定ニ依ル許可、認可ノ申請書若ハ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 就業延長ノ時間及期間又ハ夜間就業ノ時間及期間若ハ休日廢止ニ關スル事項
- 二 申請又ハ届出ノ事由

第三條 工業主左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ醫師ノ診斷書ヲ添付シ就業セシメタル業務ノ區別、就業時間及就業セシメタル事由ヲ知事ニ届出ツヘシ

- 一 工場法施行規則第八條但書ノ規定ニ依リ同條第一項第四號又ハ第五號ノ該當者ヲ就業セシメタルトキ

- 二 就業ノ爲病症増悪ノ虞ナキ肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病ニ罹レル者ヲ就業セシメタルトキ
- 三 工場法施行規則第八條第三項但書ノ規定ニ依リ同條第三項ノ該當者ヲ就業セシメタルトキ
- 四 工場法施行規則第九條但書ノ規定ニ依リ産後三週日ヲ經過シタル者ヲ就業セシメタルトキ
- 第四條 工業主工場法施行規則第十四條ノ規定ニ依リ醫師ヲシテ診断又ハ檢案ヲ爲サシメタルトキハ三日以内ニ其事實ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ但シ必要ト認ムルトキハ診断書又ハ檢案書ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ
- 第五條 工業主工場法施行令第二章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ
  - 一 扶助ヲ受ケタル者ノ住所、氏名、生年月日
  - 二 扶助ヲ要シタル事實
  - 三 扶助ノ金額

第六條 工場法施行規則第二十條第三號ニ基キ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 職工カ獨立ノ生計ヲ營ム場合ニ於テ職工若ハ職工ト同一ノ家ニ在ル者ノ十五日以上ニ渉ル疾病又ハ出產費用ニ充ツルトキ
  - 二 止ムヲ得サル事由ニ依リ多額ノ費用ヲ要シタルトキ
- 第七條 工場法施行令第二十四條但書ノ規定ニ依ル許可申請書ハ左ノ區別ニ依リ記載スヘシ

- 一 第一號前段ニ付テハ貯蓄ヲ爲サシムヘキ職工ノ範圍、毎回ノ貯蓄金額、貯蓄ノ方法及利率
- 二 第一號後段ニ付テハ給付ヲ爲スヘキ職工ノ範圍、給付物品ノ種類、數量、價格並賃金ニ對スル歩合及給付ノ方法
- 三 第二號ニ付テハ契約ノ内容詳細

第八條 工場法施行令第二十五條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 管理ノ委托ヲ受クヘキ職工ノ範圍
- 二 管理ノ方法

第九條 工場法施行令第二十六條ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 就業ノ場所(就業ノ場所カ尋常小學校ニアラサル場合ニ於テハ其教育ノ方法詳細記載スヘシ)
- 二 費用ノ出途
- 三 就業ノ時刻及時間

第十條 工場管理人選任ノ認可申請書ニハ履歷書ノ外工業主ト管理人タルヘキ者ト連署シタル選任契約書寫ヲ添付スヘシ

- 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人タルコトヲ得ス
  - 一 工場ノ管理ニ付實權ヲ有セスト認ムル者
  - 二 未成年者、復權セサル家資分產者及破產者、禁治產者、準禁治產者
  - 三 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

四 管理人タルノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者  
 五 其ノ他管理人トシテ不適當ト認めル者  
 工場管理人タルノ認可ヲ爲シタル後前項第一號乃至第三號及第五號ニ該當スルニ至リタルトキハ之ヲ取消スコトアルヘシ

第十二條 工場法ノ適用ヲ受クル工場ヲ設置シ事業ヲ開始シタルトキハ工業主ヨリ五日以内ニ左ノ事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

- 一 工場名、工場ノ所在地並工業主ノ住所氏名
  - 二 事業ノ種類並職工數(男女別ニ依ル寄宿及通勤數)
  - 三 就業時間、休憩時間並休日
  - 四 職工ニ對スル賃金及給與
  - 五 原動機ヲ使用スル工場ニ在リテハ其ノ原動機名稱等
- 工場ヲ廢止シ又ハ前項ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ三日以内ニ知事ニ届出ツヘシ但シ職工數ノ異動ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十三條 三十日以上事業ヲ休止セムトスルトキハ豫メ其ノ事由及期間ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ  
 七日以上三十日未滿ノ事業休止ヲ爲シタルトキハ前項ニ準シ三日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
- 第十四條 工場法、工場法施行令、工場法施行規則及本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
- 第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可又ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ
- 一 申請ノ事項ニ不實ノ記載アリタルトキ

二 許可又ハ認可ノ條件ニ違背シタルトキ  
 三 其ノ他公益上必要ト認めルトキ

第十六條 第三條乃至第五條第十二條第十三條ノ届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ若ハ第四條但書ノ命令ニ從ハサル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

附 則

第十七條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 工場法施行令附則第三十八條第二項ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 賃金支拂ノ時期及支拂ノ方法並其ノ期間
- 二 賃金支拂ニ關スル慣習

第十九條 工場法施行ノ際現ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於テ引續キ業務ヲ營ム工業主ハ本年九月二十日迄ニ本則第十二條ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

工場法令取扱規程 (大正五年八月二十九日 石川縣訓甲第十五號)

第一條 工場法施行細則(以下單ニ細則ト稱ス)第一條、第二條、第七條、第十八條ノ申請書又ハ第二條ノ届書ヲ受理シタルトキハ申請又ハ届出ノ各事項ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

第二條 細則第三條第一號ノ届書ヲ受理シタルトキハ傳染豫防ノ方法ヲ調査シ添申スヘシ

第三條 細則第八條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ工業主ノ性行、資産、負債並信用ノ程度ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

第四條 工場管理人ノ認可申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ニ該當ノ有無ヲ調査シ添申スヘシ

一 細則第十一條各號

二 履歷書記載事項ノ眞偽

三 名義假用ノ有無

第五條 工場管理人ニシテ細則第十一條第一項列記ノ事項ニ該當スル者アルコトヲ發見シタルトキハ

其事實ヲ具シ警察部長ニ報告スヘシ

第六條 工場法施行令第三十一條若ハ細則第十五條ノ規定ニ依ル知事ノ處分ヲ必要トスルトキハ其事

實ヲ具シ警察部長ニ報告スヘシ

第七條 左ノ事項發生シタルトキハ其顛末ヲ具シ警察部長ニ報告スヘシ

一 職工カ工場及附屬建設物内ニ於テ負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シ事態重大ト認ムルトキ

二 工業主ト職工トノ間ニ於テ扶助ニ關シ紛議アルトキ

三 工業主ト職工トノ間ニ於テ賃金支拂並職工ノ貯蓄金返還ニ關シ紛議アルトキ

第八條 警察官署ニ別記様式ノ臺帳ヲ備ヘ異動アル毎ニ加除訂正スヘシ

(用紙美濃紙)

工場名	事業種類	工業主住所氏名	管理人住所氏名

考 備	工場所在地	工場設置年月日	就業時間	休日	休 憩	職工ノ限度	最 多		最 小		管 理 人 年 届 年 月 日 可	賃 金 支 拂 期	就 學 ニ 關 ス ル 事 項	徒 弟 ノ 有 無	十二 歳 未 滿 ノ 職 工 ノ 有 無	原 動 機 等 ノ 名
							通 勤 男	通 勤 女	寄 宿	寄 宿						

凡 例

一 本臺帳ハ工場ヲ異ニスル毎ニ調製スヘシ

二 事業ノ種類ハ「輸出絹織物業」「器械製絲業」ノ如ク法令ノ規定スル業名ニ從ヒ記載スヘシ

三 工場名ハ株式会社等ニシテ特異ノ名稱ナキモノハ之ヲ略シ特ニ工場名ヲ有スルモノニ限リ「何々製造所」「何機業」ノ如ク記載スヘシ

四 就業時間ハ其ノ工場ニ於ケル常時ノ時間ヲ「午前何時ヨリ午後何時マテ」ト記載スヘシ

- 五 休日ハ「一日、十五日」及「一月、八月ハ外ニ何日間」休憩時間ハ「午前三十分、午後何十分」ト謂フ如ク凡テ其ノ工場ノ常時ニ於ケルモノヲ記載シ臨時ノモノハ記載セサルモノトス
- 六 職工ノ限度ハ其ノ工場使用職工ノ最多最少限ニ區別シ記入スヘシ
- 七 賃金支拂期ハ「毎月末日」又ハ「毎日拂」ノ如ク記載スヘシ
- 八 就學ニ關スル事項ハ義務教育年限内ニアル學齡兒童ヲ雇傭シタル場合ニ於テ之カ就學ニ關スル事項ヲ記載スヘキモノニシテ晝間何時間何々小學校へ通學セシムト記載スルカ如シ
- 九 原動機ノ名稱等ハ電動機五馬力一トカ蒸汽々罐二馬力一トカ記載スヘシ
- 一〇 備考欄ニハ表記ノ外必要ト認ムル事項即チ工場囑托醫ノ氏名處分事項其ノ他參考ノ事項ヲ記載スヘシ

### 富 山 縣

#### 工場法施行細則

(大正五年八月 富山縣令第 號日)

- 第一條 工場法施行令、工場法施行規則及本則ノ規定ニ依リ知事ニ差出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
- 第二條 工場法施行規則第二條前段ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ就業セシムヘキ業務ノ種類、職工ノ氏名、年齢、雇傭期間、就業時間、休憩休日ニ關スル事項及申請ノ理由ヲ記載スヘシ
- 第三條 工場法施行規則第二條後段ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ許可ノ期間、就業延長時間、休日廢止ニ關スル事項及避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル事實ヲ、届書ニハ就業時間ノ延長期間、就業延長時間及臨時必要アル事實ヲ、認可申請書ニハ認可ノ期間、就業時間ノ延長期間、就業延長時間、事業ノ種類及申請ノ理由ヲ記載スヘシ
- 第四條 工業主ハ左ノ場合ニ於テハ醫師ノ診斷書又ハ其ノ寫ヲ添付シ就業セシメタル業務ノ種類、就業時間及就業セシメタル理由ヲ直ニ知事ニ届出ツヘシ
  - 一 工場法施行規則第八條第一項第四號第五號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ヲ同項但書ノ規定ニ依リ就業セシメタル場合
  - 二 工場法施行規則第八條第二項ニ掲クル疾病ニ罹レル者ヲ就業ノ爲病症増悪ノ虞ナシト認メ就業セシメタル場合
  - 三 工場法施行規則第八條第三項ノ該當ノ者ヲ同項但書ノ規定ニ依リ就業セシメタル場合



四 産後三週日ヲ經過シタル産婦ヲ工場法施行規則第九條但書ノ規定ニ依リ就業セシメタル場合

第五條 工業主ハ工場法施行規則第十四條ノ規定ニ依リ醫師ヲシテ診断又ハ檢案ヲ爲サシメタル場合

ハ診断書又ハ檢案書若ハ其ノ寫ヲ直ニ知事ニ差出スヘシ

第六條 工業主工場法施行令第二章ノ規定ニ依リ扶助ヲ始メ又ハ扶助ヲ終リタル時ハ其ノ旨直ニ知事

ニ届出ツヘシ

第七條 工業主工場法施行令第十五條ノ規定ニ依リ扶助ヲ拒絶シタルトキハ其ノ理由ヲ具シテ直ニ知

事ニ届出ツヘシ

第八條 工場法施行規則第二十條第三號ノ規定ニ依リ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還

スヘキ場合左ノ如シ

一 職工又ハ其ノ配偶者、父母子女ノ傷病十五日以上ニ亘ルトキ

二 職工又ハ職工ノ妻ノ分娩シタルトキ

三 其ノ他職工ニ已ムヲ得サル事由ノ發生シタルトキ

第九條 工場法施行令第二十四條但書ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ同條ニ掲クル事項ノ外仍雇入契約

條項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

第十條 工場法施行令第二十五條ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ同條ニ掲クル方法ノ外仍左ノ事項ヲ具

シ知事ニ申請スヘシ

一 貯蓄ヲ爲サシムヘキ職工ノ範圍

二 貯蓄ヲ爲サシムヘキ時期及方法

三 貯蓄ヲ爲サシムヘキ金額

四 利率其ノ他貯蓄ニ關スル重要事項

第十一條 工場法施行令第二十六條ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スヘ

シ

一 學齡兒童ノ氏名、年齢、學歷

二 就學及就業時間並其ノ方法、場所

三 學齡兒童ノ保護者

四 就學ニ要スル費用ノ負擔者

五 雇傭セントスル理由

第十二條 工場法施行規則第二十一條ノ規定ニ依ル認可申請書及工場法施行規則第二十二條第一號ノ

規定ニ依ル届書ニハ工場管理人タラムトスル者ハ履歷書ノ外仍工業主ハ工場法第十八條及第十九

條ニ依リ工場管理人ニ對シ工場ノ管理ニ關スル一切ノ權限ヲ附與シ工場管理人ハ工業主ニ代リテ

工場法規ニ規定スル全般ノ責任ヲ負フヘキ事ヲ承諾スル旨ヲ記シタル選任契約書ノ寫ヲ添付スヘ

シ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本則ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

一 申請書ノ記載虚偽ナリシトキ

二 許可又ハ認可ノ條項又ハ條件ニ違反シタルトキ

三 其ノ他公益上必要ト認ムルトキ

第十四條 工業主ハ左ノ事項ヲ直ニ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

- 一 工場名
- 二 工場所在地名
- 三 工場及附屬建物ノ敷地並構造ニ關スル事項
- 四 業務ノ種類
- 五 原動機ヲ使用スルトキハ其ノ機名及實馬力並臺數
- 六 職工數
- 七 職工ノ就業時間、就業ノ轉換  
休憩時間休日ニ關スル事項
- 八 賃金其ノ他ノ給與ノ支給方法

第十五條 工業主ハ左ノ場合ニ於テハ直ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ

- 一 營業ヲ休止又ハ廢止シ若ハ讓渡シタルトキ
- 二 職工ノ負傷疾病又ハ死亡ノ診斷又ハ檢案ヲ爲サシムル醫師ヲ定メタルトキ
- 第十六條 第四條、第六條、第七條ノ届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虛偽ノ記載ヲナシタル者及第五條第八條ノ規定ニ違反シタルモノハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第十七條 第十四條、第十五條ノ届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

工場法令取扱手續 (大正五年十月二十日 富山縣訓令甲三十三號)

第一條 工場法令ニ規定シタル申請書又ハ届書ヲ受理シタルトキハ所定ノ事項ヲ具備スルヤ否ヤヲ審

査シ特ニ意見アルモノハ之ヲ具シテ五日以内ニ進達スヘシ

第二條 工場法施行細則第十二條ニ規定シタル申請書又ハ届書ヲ受理シタルトキハ左記各號ノ事項ヲ調査シ其ノ調査ヲ添付シテ進達スヘシ

- 一 工場管理人ニ工場ノ管理ニ付實權ヲ付與スルヤ否ヤ
  - 二 工場管理人ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者、破産又ハ家資分産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者  
禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者  
ナルヤ其ノ他性行又ハ履歷上工場管理人ニ適セサル者ナルヤ否ヤ
  - 三 工場管理人ハ工場法第十八條第三項但書ニ該當スル者ナルヤ否ヤ
- 第三條 工場法施行細則第十四條ニ規定シタル届書ヲ受理シタルトキハ左記各號ノ事項ヲ調査シ其ノ調査ヲ添付シテ進達スヘシ

一 工業主ノ性行、資産、信用ノ程度

二 工場ノ創設年月

三 其ノ他工場法令施行上參考トナルヘキ事項

第四條 工場法ノ適用ヲ受クヘキ工場ノ新築又ハ改造ニ付建物制限規則第一條ニ依リ認可セムトスルトキハ一件書類ヲ添付シテ警察部長ニ稟議スヘシ

第五條 工場法施行令第十六條第三號但書第十八條第一項第二十七條第二項第三十一條又ハ工場法施行規則第十條若ハ工場法施行細則第十三條ノ規定ニ依ル處分ヲ必要ト認ムルトキハ其ノ理由ヲ詳具シテ知事ニ報告スヘシ

第六條 左ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ顛末ヲ具シテ知事ニ報告スヘシ

- 一 職工ノ雇入周旋ニ關シ工業主ト職工又ハ工業主相互間ニ紛議アルトキ
- 二 職工ノ賃金支拂及貯蓄金返還並歸郷旅費支給ニ關シ工業主ト職工トノ間ニ紛議アルトキ

第七條 警察官署ニ於テハ別記様式ニ依リ工場臺帳ヲ調製シ記載事項ニ異動アルトキハ其ノ都度訂正

加除スヘシ  
様式(用紙美濃紙)

工場名	工場所在地	工場創設年月	業務ノ種類	操業時期 自 月 日 至 月 日	常時使用ノ職工數	家族業者數	賃金其ノ他ノ給與	馬力動機數
工業主名	工業資產主	工場管	工場醫	就業時間 自午前 時 分 至午後 時 分	就業時間	就轉業換時	休憩時間	休日

許 可 認 可 事 項	
届 出 事 項	備 考

工場臺帳記載心得

- 一 工場名欄ニハ工場名ヲ有スルモノニ限り記載スヘシ
- 二 工業主名欄ニハ會社其ノ他ニ法人ニアリテハ其ノ名稱及代表者ノ資格氏名ヲ記載スヘシ
- 三 就業時間、休憩時間、休日欄ニハ總テ當時ニ於ケルモノヲ記載スヘシ
- 四 賃金其ノ他ノ給與ノ欄ニハ其ノ支給方法及時期ヲ記載スヘシ
- 五 許可、認可、届出事項欄ニハ許可認可届出ノ年月日及要領ヲ記載スヘシ
- 六 備考欄ニハ取締上参考トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ
- 七 異動ノアルヘキ事項ニ付テハ訂正修補ノ餘白ヲ存スヘシ

## 鳥取縣

### 工場法施行細則

(大正五年九月二十九日)  
鳥取縣令第三十三號

第一條 本則ニ於テ法トハ工場法、令トハ工場法施行令、規則トハ工場法施行規則ヲ謂フ

第二條 法第二條第二項ノ規定ニ依リ許可スヘキ業務ノ範圍左ノ如シ

一 菓子、卷煙草、黃燐ヲ使用セル燐寸(黃燐ヲ使用スル燐寸ニ付テハ法施行後二ニ年間ヲ限リ輕易ナル業務トシテ取扱フ) 刷子又ハ鈕釦ノ製造工場  
ニ於ケル函詰、綴附、包裝又ハ標紙ノ貼付

二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼

三 印紙、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛

四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理

五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷

第三條 法條八條第四項ノ規定ニヨリ認可スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

一 生絲製造業

二 製茶業

三 果物ノ罐詰ニ關スル業務

第四條 法第二條第二項ノ規定ニ依リ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 就業者ノ氏名、生年月日及男女別

二 業務ノ種類

鳥取縣

三 就業時間、休憩時間及休日數

第五條 法第八條第二項ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 避クヘカラサル事由

二 業務ノ種類

三 延長スヘキ就業時間及期間

四 午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於ケル就業ノ始時及終時

五 廢スヘキ休日數

第六條 法第八條第三項ノ規定ニ依ル届書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 臨時必要アル事由

二 業務ノ種類

三 延長スヘキ就業時間

四 一月ニ付就業時間ヲ延長スヘキ期間及日數

第七條 法第八條第四項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ就業時間ヲ延長スヘキ期間及日數並前條第二號及第三號ノ事項ヲ記載スヘシ

第八條 工業主令第二十六條ニ依ル認可ヲ申請セムトスルトキハ左ノ各號ノ一ヲ定ムルコトヲ要ス

一 尋常小學校ニ就學セシムル爲其ノ授業時間内ハ就業セシメサルコト

二 工場内ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ終了セシムルコト但シ此ノ場合ニ於テハ教師ノ履歴及施設ノ要項ヲ詳記スヘシ

第九條 規則第八條第三項但書又ハ第九條但書ノ規定ニ依リ就業セシメタル者アルトキハ工業主ハ其業務ノ種類及醫師ノ診断ニ依ル證明書ヲ添附シ五日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ

第十條 工業主法第十八條第三項ノ規定ニ依リ工場管理人選任ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ申請書ニ履歴書ノ外其ノ選任ニ關スル契約書ノ謄本ヲ添附スヘシ

第十一條 工業主規則第二十二條第一號ニ依リ届出ヲ爲サムトスルトキハ其ノ選任ニ關スル書類ノ謄本ヲ添附スヘシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ工場管理人選任ノ認可ヲ與ヘス又ハ其ノ認可ヲ取消ス

コトアルヘシ

一 工場ノ管理ニ付實權ヲ附與セラレサル者

二 未成年者、復權セサル家貸分散者及破産者、禁治産者並準禁治産者

三 工場管理人選任ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者

四 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

五 其ノ他工場管理人タルニ適セスト認ムル者

第十三條 工業主規則第十四條ノ規定ニ依リ職工ノ診断又ハ檢案ヲ爲サシメタルトキハ左ノ事項ヲ具

シ醫師ノ診断書又ハ檢案書ヲ添へ七日以内ニ之ヲ届出ツヘシ

一 職工ノ住所氏名、生年月日及男女別

二 業務ノ種類



四 年齢ハ滿ヲ以テ計算スルモノトス

工場法施行細則執行手續 (大正五年九月二十九日 島根縣訓令第三十八號)

第一條 工場法施行細則第十八條ノ規定ニ依リ書類ヲ受理シタルトキハ規定ノ要件ヲ具備セルヤ否ヤ

ヲ調査シ速ニ進達スヘシ工場管理人選任ノ申請ニ係ルトキハ工場法施行細則第十二條第一項各號ノ

一ニ該當セサルヤ否ヤヲ調査シ意見ヲ附スヘシ

第二條 工場法及之ニ基キテ發セル命令ニ違反セル者アリタルトキハ其ノ事實ヲ詳具シテ警察部長ニ

報告シ其ノ指揮ヲ俟ツヘシ

### 島根縣

工場法施行細則 (大正五年九月二十二日 島根縣令第三十四號)

第一條 工場ヲ建設セムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ニ願出テ許可ヲ受クヘシ其ノ第三號乃至第五號、第七號、第九號又ハ第十號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 工業主ノ本籍、住所、氏名、生年月日但シ法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ住所、氏名、生年月日

二 工場ノ名稱

三 工場ノ位置

四 事業ノ種類

五 敷地及建設物ノ坪數竝建設物ノ設計及仕様

六 建設物敷地ノ周圍六十間以内ノ狀況ヲ示シタル平面圖及建設物ノ圖面但非常口、階段、煙突、機械、原動機等ノ位置ヲ明記スヘシ

七 機械ノ種類及箇數

八 原動機ノ種類、箇數及馬力

九 有害瓦斯又ハ惡臭、劇震、劇響ヲ發スルモノハ其ノ除害方法

十 工事落成期日

既設ノ建造物ヲ工場ニ使用セムトスル者ハ前項ニ準シ必要ナル事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

工場ノ改築、増築、模様替ヲ爲サムトスル者ハ必要ナル設計、仕様、圖面並落成期日ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第二條 工場ノ新築、改築、増築又ハ模様替ヲ竣リタルトキハ知事ニ願出テ使用ノ認可ヲ受クヘシ  
工場ハ前項ノ認可ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三條 工場ノ構造、設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ事業ノ種類其ノ他ノ狀況ニ依リ一部ノ省略ヲ許可スルコトアルヘシ

一 構造ハ堅牢ニシテ空氣ノ流通、光線ノ射入ヲ充分ナラシムルコト

二 出入口ノ外非常口ヲ設ケ二階以上ノ建物ナルトキハ適當ノ箇所ニ非常用階段ヲ設備スルコト

三 便所ノ尿尿溜及周圍ノ地面ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ築造シ適當ノ位置ニ設クルコト

四 汚水、汚水溜、「タール」溜、「アンモニヤ」水溜其ノ他之ニ類スルモノハ前號ニ準シテ築造シ適當ノ勾配ヲ保タシメ且覆蓋ヲ設クルコト

五 火災其ノ他危険ノ虞アル場所ニハ適當ノ豫防裝置ヲ爲スコト

第四條 工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ但シ死亡ノ場合ハ戶籍法ニ依ル届出義務者、法人ニシテ解散シタルトキハ清算人、相續ノ場合ニ在リテハ相續人ヨリ届出テ讓渡ノ場合ニ在リテハ兩當事者連署スヘシ

一 本籍、住所、氏名、法人ノ名稱、事務所所在地、定款又ハ代表者ニ異動ヲ生シタルトキ

二 工場名ヲ變更シタルトキ

三 工場法第十八條第三項但書ニ依リ工場管理人ヲ選任シタルトキ

四 工場管理人ノ住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

五 事業ヲ廢シ又ハ工場法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキ

六 死亡又ハ解散シタルトキ

七 相續又ハ讓渡ヲ爲シタルトキ

第五條 工場法第二條第二項ニ依リ十歳以上十二歳未満ノ者ノ就業ヲ許可スヘキ業務ノ種類左ノ如シ

一 菓子、卷煙草、黃燐ヲ使用セサル燐寸(黃燐ヲ使用スル燐寸ニ付テハ工場法施行後二年間ヲ限リ許可スルコトアルヘシ) 刷子又ハ鈕釦ノ製造工

場ニ於ケル函詰、綴付、包装又ハ標紙ノ貼付

二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼

三 印刷、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛

四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理

五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷

六 其ノ他土地ノ狀況ニ依リ特ニ許可スルノ必要アリト認ムルモノ

第六條 第五條ノ許可申請書ニハ左ノ各號ノ事項ヲ具スヘシ

一 就業時間(一日六時間以內タルヲ要ス)

二 休憩時間(一日ノ就業時間三時間ヲ超ユルトキハ就業時間中ニ三十分以上ノ休憩時間ヲ設クルコトヲ要ス)

三 休日(毎月四回以上タルヲ要ス)

第七條 工場法第八條第二項ニ依ル許可又ハ同第八條第四項ニ依ル認可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由



並必要ナル事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

第八條 工場法第八條第四項ニ依リ就業時間ノ延長ヲ認可スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

- 一 生絲製造業
- 二 製茶業
- 三 果物ノ罐詰ニ關スル業務

第九條 工業主工場法第十八條ニ依リ工場管理人選任ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ工場管理人ノ本籍、住所、氏名、生年月日及履歷書並選任契約書寫ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ

前項ノ選任契約書ニハ工場ノ管理ニ關スル權限ニ就キ工業主ト工場管理人トノ間ニ存スル契約ヲ明記スヘシ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人タルコトヲ得ス選任後其ノ事實發生シタルトキハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 工場管理ニ關スル實權ナキ者
- 二 未成年者 禁治産者、準禁治産者又ハ家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者並工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者
- 三 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者
- 四 性行不良ノ者
- 五 其ノ他工場管理人タルニ適セスト認ムル者

第十一條 工場法施行規則第八條第三項但書又ハ第九條但書ニ依リ病者又ハ産婦ヲ就業セシムルトキハ其ノ業務ノ種類及醫師ノ診斷書若ハ證明書ヲ添附シ知事ニ届出ツヘシ

第十二條 職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ其ノ氏名、年齢、業務ノ種類、其ノ原因並經過等ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ必要アリト認メタルトキハ醫師ノ診斷書又ハ檢案書ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第十三條 工業主工場法施行令第四條ニ依リ職工ノ扶助ヲ爲ストキハ職工ノ住所、氏名、年齢、業務ノ種類、扶助ノ原因、扶助ノ金額ヲ知事ニ届出ツヘシ

扶助ヲ廢止シタルトキハ職工ノ住所、氏名及其ノ事由ヲ届出ツヘシ

第十四條 工場法施行規則第二十條第三號ニ依リ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ

- 一 職工カ業務ニ基因セサル疾病ニ罹リ二十日以上引續キ治療ヲ要スルトキ
- 二 職工カ出產ノ費用ニ充ツルトキ
- 三 水火災其ノ他災害ニ因ル不慮ノ支出ニ充ツルトキ
- 四 職工ノ家族又ハ民法ノ規定ニ依リ現ニ其ノ扶養ヲ受クル者疾病ニ罹リ又ハ負傷シ療養一箇月以上ニ涉リタルトキ

第十五條 工業主ハ休日其ノ他適當ノ時期ニ於テ時々工場其ノ他附屬建設物ノ掃除ヲ行ヒ且常ニ換氣、採光、溫度、濕度等ニ注意シ職工ノ健康保持ニ努ムヘシ

第十六條 工業主工場附屬ノ寄宿舎ヲ設クルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 職工ノ居室ハ一坪ニ付二人以上ヲ收容セサルコト
- 二 毎日掃除ヲ行ヒ室内ノ清潔、換氣、採光ニ注意スルコト
- 三 寢具類ハ清潔ヲ保チ時々日光ニ曝スコト
- 四 同一寢具ニ二人以上ヲ寢臥セシメサルコト
- 五 賄室ハ常ニ清潔ヲ保持シ飲食物ニハ塵埃、昆蟲類ノ附着ヲ防ク装置ヲ爲スコト
- 六 職工ノ食器ハ使用ノ都度熱湯若ハ蒸汽ヲ以テ消毒シ一定ノ場所ニ藏置スルコト
- 七 傳染性疾患アル者ヲ賄人トシテ使用セサルコト
- 八 賄人ニハ從事中清潔ナル白衣ヲ纏ハシムルコト
- 第十七條 職工ノ飲食ハ食堂其ノ他一定ノ場所ニ於テ之ヲ爲サシメ作業場所ニ於テ爲サシムヘカラ

第十八條 工場法、工場法施行令、工場法施行規則、又ハ本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ但シ緊急ノ必要アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 第一條又ハ第九條ノ願書ハ未成年者、禁治産者ニ在リテハ法定代理人、準禁治産者ニ在リテハ保佐人、妻ニ在リテハ夫ノ連署ヲ要ス

第二十條 第一條第二項、第二條第二項、第四條、第十一條乃至第十三條、第十六條、第十七條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

第二十一條 本則施行ノ際現存ノ工場ヲ繼續使用スル者ハ大正五年十二月三十一日迄ニ第一條第一項

第一號乃至第四號及第六號乃至第九號ノ事項ヲ知事ニ届出ツヘシ

第二十二條 第二十一條ノ届出ヲ爲シタルモノハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十三條 明治四十二年十一月島根縣令第四十七號諸製造所取締ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

工場法令取扱手續 (大正五年九月二十六日 島根縣訓令第三十五號)

第一條 工場法施行細則(以下單ニ細則ト云フ)第一條ニ依ル願書ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ノ事項及出願者ノ

- 一 資力、事業ノ確否等ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ
- 二 建設物ヨリ四隣ノ民家及其ノ他ノ建物ニ對スル距離
- 三 建設物附近ニ官公署、學校、病院、公園、神社、佛閣等ノ存在ノ有無並之ト建設物トノ距離
- 四 近隣住居者、地主等故障ノ有無
- 五 設備省略ノ申請アルモノニ就キテハ其ノ適否
- 六 其ノ他參考トナルヘキ事項

第二條 細則第七條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ事由ノ當否ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ

第三條 工場法第八條第三項ノ届出ヲ受理シタルトキハ意見ヲ具シ其ノ要領ヲ電話又ハ電報ニテ即報

シタル後事實ヲ調査シ進達スヘシ

第四條 細則第九條ノ願書ヲ受理シタルトキハ細則第十條各號ニ牴觸ノ有無ヲ調査シ意見ヲ具シ進達

スヘシ

第五條 細則第十條ニ依リ工場管理人ノ認可ヲ取消スノ必要アリト認メタルトキハ其ノ事由ヲ具シ報

告スヘシ

第六條 工場法ノ適用ヲ受ケサル工場カ其ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ工業主ヲシテ遲滯ナク細則第一條ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第七條 工場法規ノ違反ハ常時之カ内偵ニカメ違反行爲ヲ發見シタルトキハ其ノ事實ヲ報告スヘシ

第八條 警察官署ニハ左ノ様式ノ工場臺帳ヲ備付ケ所定ノ事項ヲ記載整理スヘシ

考 備	工場ノ位置及名稱		業務ノ種類	工場主住所氏名	管理人住所氏名	就業時間			原 動 機
	及 名 稱					職 分 區	男	女	
	業 務 ノ 種 類								

岡 山 縣

工場法施行細則

(大正五年八月二十九日 岡山縣令第四十一號)

第一條 工場法第二條第二項ニ依ル許可申請書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

- 一 使用人員數及男女別
- 二 一日ノ就業時間、休憩時間及一月中ノ休日回數
- 三 業務ノ種類
- 四 就業ノ場所
- 第二條 工場法第八條ニ依ル願届書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ
  - 一 業業ノ種類
  - 二 延長ヲ必要トスル事由
  - 三 就業ノ方法及休日ニ關スル事項
  - 四 延長ノ期間
  - 五 一日ノ延長時間

第三條 工場法第八條第四項ノ季節ニ依リ繁忙ナル事業トハ概ネ左ニ掲クル業務ヲ謂フモノトス

- 一 生絲製造業
- 一 製茶業
- 一 果物ノ罐詰ニ關スル業

岡山縣

第四條 工場管理人選任ノ認可申請書ニハ工場法施行規則第二十一條ニ依ル履歷書ノ外ニ工業主ト管  
理人タルヘキ者ト連署シタル選任契約書寫ヲ添付スヘシ

工場法施行規則第二十二條第一號ニ依ル工場管理人ノ選任届書ニモ亦選任契約書寫ヲ添付スヘシ

第五條 工場管理人タルヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工場管理人タルコトヲ認可セス  
認可ヲ受ケタル工場管理人ニシテ認可後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアル  
ヘシ

一 工場ノ管理ニ付實權ヲ附與セラレサルモノト認ムルトキ  
二 未成年者、復權セサル家資分散者及破産者、禁治者、準禁治産者竝認可ヲ取消サレタル日ヨリ  
二年ヲ經過セサル者

三 禁錮又懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經  
過セサル者  
四 本人ノ性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セスト認ムルトキ

第六條 工業主ハ毎年二回(七月)前六月間ニ於ケル工場法施行令第二章ノ規定ニ依ル扶助ニ關スル事  
實ヲ調査シ其ノ月十五日迄ニ其ノ狀況ヲ知事ニ届出ツヘシ  
前項ノ届書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

- 一 被扶助者ノ本籍、住所、氏名、生年月日及職名
- 二 負傷、疾病、死亡別及其年月日並原因、場所
- 三 扶助ノ顛末

四 治癒又ハ解雇年月日

五 療養費、休業手當、扶助料、遺族扶助料、葬祭料、歸郷旅費等ノ支給別及其支給額

第七條 工場法施行規則第八條但書ノ規定ニ依リ傳染豫防ノ處置ヲ爲シタルトキハ其ノ旨届出ツヘ  
シ

第八條 操業ノ爲著シク塵埃粉末ヲ飛散シ其ノ他衛生ヲ害スル虞アル工場ニ在リテハ適當ナル豫防又  
ハ除害ノ處置ヲ爲スヘシ  
知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ特殊ノ施設ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 工場法、工場法施行令、工場法施行規則及本則ニ依リ知事ニ差出ス願届書ハ總テ所轄警察官  
署ヲ經由スヘシ

第十條 本則第六條、第七條及第八條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス  
附 則

第十一條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
工場法施行ニ關スル取扱手續 (大正五年八月三十日 岡山縣訓第二百四十八號)

第一條 左ノ場合ニ在リテハ事實ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ  
一 工場法施行細則第一條、第二條、第四條ニ依リ工業主ヨリ書類ヲ受理シタルトキ  
第二條 警察部、警察署、警察分署ニ別紙様式ノ工場臺帳ヲ備ヘ異動ノ都度加除整理スヘシ

(様式用紙美濃紙)

番 號	工 場 設 立 月	工 業 種 類	工 場 名 稱	工 場 位 置	備 考	年次		職		徒		弟	
						男	女	男	女	男	女	男	女
								十五歲以上	十二歲以上	十五歲以上	十二歲以上	十五歲以上	十二歲以上
								十五歲未滿	十二歲未滿	十五歲未滿	十二歲未滿	十五歲未滿	十二歲未滿
								計					
職工、徒弟異動						工							
						計							
職工、徒弟異動						徒							
						計							
職工、徒弟異動						弟							
						計							
大正五年十月十六日 廣島縣令第三十五號 工場法施行細則													
第一條 工業主ハ其ノ工場カ工場法ノ適用ヲ受クヘキ條件ヲ具備シタルトキヨリ十五日内ニ左ノ事項ヲ具シ之ヲ當廳ニ届出ツヘシ其條件ヲ缺クニ至リタルトキ亦同シ 一 名稱及位置 二 事業ノ種類 三 職工ノ員數 四 原動機ヲ用フルモノハ其ノ種類及個數 第二條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスル工業主ハ其ノ申請書ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ 一 就業セシメムトスル者ノ員數 二 業務ノ種類 第三條 工場法第二條第二項ノ輕易ナル業務ノ種類左ノ如シ 一 菓子、卷煙草、黃燐ヲ使用セサル燐寸、刷子又ハ鈕釦ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴附、包裝若ハ標紙ノ貼付但シ黃燐ヲ使用スル燐寸ニ付テハ工場法施行後二年間ヲ限リ之ヲ輕易ナル業務ト看做ス 二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼 廣島縣													

廣 島 縣

工場法施行細則 (大正五年十月十六日 廣島縣令第三十五號)

第一條 工業主ハ其ノ工場カ工場法ノ適用ヲ受クヘキ條件ヲ具備シタルトキヨリ十五日内ニ左ノ事項ヲ具シ之ヲ當廳ニ届出ツヘシ其條件ヲ缺クニ至リタルトキ亦同シ

一 名稱及位置

二 事業ノ種類

三 職工ノ員數

四 原動機ヲ用フルモノハ其ノ種類及個數

第二條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスル工業主ハ其ノ申請書ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 就業セシメムトスル者ノ員數

二 業務ノ種類

第三條 工場法第二條第二項ノ輕易ナル業務ノ種類左ノ如シ

一 菓子、卷煙草、黃燐ヲ使用セサル燐寸、刷子又ハ鈕釦ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴附、包裝若ハ標紙ノ貼付但シ黃燐ヲ使用スル燐寸ニ付テハ工場法施行後二年間ヲ限リ之ヲ輕易ナル業務ト看做ス

二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼

- 三 印刷、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊若ハ帯封掛
  - 四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理
  - 五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手續又ハ管卷
- 第四條 工場法第八條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスル工業主ハ其申請書ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 避クヘカラサル事情ニ因リ臨時必要アル理由
  - 二 事業ノ種類(一部ノ業務ノミ延長セムトスルトキハ其業務ノ名稱)
  - 三 延長スヘキ期間
  - 四 就業時間ノ始終
  - 五 廢スヘキ休日ノ回数
  - 六 十五歳未満ノ者及女子ノ員數
- 第五條 工場法第八條第三項ノ規定ニ依ル就業時間延長ヲ爲サムトスル工業主ハ其ノ届書ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 臨時必要ナル事由
  - 二 事業ノ種類
  - 三 延長スヘキ期間及時間
  - 四 十五歳未満ノ者及女子ノ員數
- 第六條 工場法第八條第四項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケムトスル工業主ハ其ノ申請書ニ事業ノ種類及延

長スヘキ期間並時間ヲ記載スヘシ

第七條 工場法第八條第四項ノ季節ニ依リ繁忙ナル事業ノ種類左ノ如シ

- 一 生絲製造業
- 二 製茶業
- 三 果物、松茸及筍ノ罐詰業

第八條 工場法施行令第二章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲シタル工業主ハ毎年一月一日ヲ起點トシテ四月毎ニ之ヲ取纏ノ其ノ翌月二十日迄ニ様式第一號ニ依リ當廳ニ届出ツヘシ

第九條 工場法施行規則第二十一條ノ申請書ニハ履歴書ノ外管理人ノ權限ヲ明ニシタル書類及管理人タルヘキ者ノ承諾書ヲ添付スヘシ

- 第十條 左ノ各號ノ一ニ設當スル者ハ工場管理人タルコトヲ認可セス
- 一 工場ノ管理ニ付一切ノ權限ヲ有セスト認メタル者
  - 二 復權セサル家資分散者及破産者、未成年者、禁治産者、準禁治産者
  - 三 工場管理人タル認可ヲ取消サレタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者
  - 四 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

五 性行、經歷其ノ他工場管理人タルニ適セスト認メタル者

第十一條 工場管理人ニシテ不當ナリト認メタルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十二條 工場法施行令第二十七條ノ規定ニ依ル歸郷旅費ヲ支給シタル工業主ハ十五日内ニ左ノ事項

ヲ具シ之ヲ當廳ニ届出ツヘシ

一 工場法施行令第二十七條第一項ノ規定ニ依ル職工ノ區別、住所、氏名、生年月日及男女別

二 職工ノ郷里

三 歸郷旅費額及其ノ内譯

第十三條 工場法令ニ依リ當廳ニ提出スベキ書類ハ工場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十四條 第一條、第八條、第十二條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

第十五條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 工場法施行ノ際其ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ大正五年十月三十一日迄ニ本則第一條ノ

届出ヲ爲スヘシ

様式第一號 (用紙半紙半切)

月 日

大正 年 自 月 至 月		職 工 扶 助 表		工 場 名	
職工住所 氏名	生年月日	業務別 男 女	死傷ノ種類 死 傷	雇入年月日 解雇年月日	死亡、就業 解雇ノ別 遺族ノ住所氏名 及死亡者トノ續柄
月 日	月 日				

療養日數	扶助ノ種類 及金額
扶助科算出標準 タルヘキ貸金額 及其ノ金額算出 ノ方法	
備 考	

職工扶助表記載心得

- 一 業務別ハ死亡、負傷、發病當時從事シ居リシ業務ノ種類ヲ記載スルコト
- 二 負傷ノ種類ハ外傷其ノ他ノ別及創傷ノ部位並其ノ程度等ヲ記載スルコト
- 三 現ニ扶助中ニシテ扶助ヲ完了セサル爲メ死亡就業解雇ノ別及扶助額ヲ記載シ能ハサルモノハ該當欄ヲ空欄トシ備考ニ其ノ旨記載スルコト但シ本項ニ該當スルモノニシテ扶助ヲ完了シタルトキハ更ニ本表ニ依リ報告スルコト
- 四 解雇ハ本人ノ希望ニ由ルモノト就業不能ニ由ルモノトニ區別記載スルコト
- 五 扶助ノ種別ハ工場法施行令第五條第六條第七條各號第八條第九條第十四條ノ金額ヲ各別ニ記載スルコト
- 六 扶助ヲ爲シタル者二人以上アル場合ニ於テハ最初ノ表ニノミ本表第一行ノ年月等ヲ記載スルコト

## 山口縣

### 工場法令施行細則

(大正五年八月三十日  
山口縣令第二十七號)

第一條 工場法、工場法施行令、工場法施行規則又ハ本則ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二條 工業主ハ其ノ工場カ工場法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルトキ又ハ其ノ適用ヲ受ケサルニ至ルヘキ事由ヲ生シタルトキハ其ノ事由發生後七日以内ニ届出ツヘシ

第三條 工業主ハ知事ノ許可ヲ受ケ十歳以上十二歳未満ノ者ヲシテ左ニ掲クル業務ニ限り就業セシムルコトヲ得

一 菓子、卷煙草、黄燐ヲ使用セサル燐寸、刷子又ハ鈕釦ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴附、包装又ハ標紙ノ貼付

二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼

三 印刷、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛

四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理

五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷

第四條 工業主前條ノ就業ヲ爲サシムルトキハ左ノ各號ノ制限ニ遵フヘシ

一 一日ノ就業時間ハ六時間ヲ超エサルコト

二 一日ノ就業時間カ三時間ヲ超ユルトキハ其ノ就業時間中ニ三十分以上ノ休憩時間ヲ設クルコ



ト

- 三 毎月四回以上ノ休日ヲ設クルコト
- 第五條 工業主ハ第三條ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
  - 一 職工ノ氏名、年齢
  - 二 擔當業務ノ種類
  - 三 一日ニ於ケル就業時間
  - 四 休憩及休日ニ關スル事項
  - 五 給與ノ方法
- 第六條 工場法第八條第三項ノ規定ニ依ル届出ニハ就業時間延長ノ必要ナルコトヲ證スルニ足ルヘキ事由ヲ詳細ニ記載スヘシ
- 第七條 工場法第八條第四項ノ規定ニ依ル業務ノ種類左ノ如シ
  - 生絲製造業、製茶又ハ果物ノ罐詰ニ關スル業務
- 第八條 工場法第八條第四項ノ規定ニ依ル就業時間延長ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
  - 一 十五歳未満ノ者又ハ女子ノ員數
  - 二 業務ノ種類
  - 三 常時ニ於ケル就業時間
  - 四 延長セントスル時間及期間
- 第九條 工場管理人選任ノ認可申請書ニハ工場主ト管理人タルヘキ者ト連署シタル選任契約書ノ寫ヲ

添付スヘシ

- 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ工場法第十八條第一項及第二項ノ規定ニ依ル工場管理人タルコトヲ得ス
  - 一 未成年者、禁治産者又ハ準禁治産者
  - 二 家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復権セセサル者
  - 三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リタル後滿三ケ年ヲ經サル者但シ特ニ改悛ノ狀アリト認ムルトキハ此ノ限りニ在ラス
  - 四 管理人タルノ認可ヲ取消サレタル後滿三ケ年ヲ經サル者
  - 五 工場管理ニ付キ實權ヲ附與セラレサル者
- 第十一條 工場管理人認可ヲ受ケタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ認可ハ其ノ効力ヲ失フ
  - 一 禁治産若ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
  - 二 家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
  - 三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ工業主ハ工場管理人カ前項各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ工場管理人ノ所在不明トナリタルトキ亦同シ
- 第十二條 知事ハ工場管理人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ
  - 一 法令ニ違反シタルトキ
  - 二 公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキ

三 工場管理ニ付キ實權ヲ有セスト認ムルトキ  
 四 久シキニ渉ル故障ニ由リ工場ヲ管理スルコト能ハスト認ムルトキ

第十三條 工業主職工ヲ扶助シタルトキハ十日以内ニ左ノ事項ヲ具シ届出ヘシ

- 一 職工ノ住所、氏名、年齢
- 二 擔當業務ノ種類
- 三 扶助ヲ爲シタル事由
- 四 扶助金額
- 五 支給方法及支給年月日

職工死亡ノ場合ニハ前項各號ノ外遺族扶助料及葬祭料ヲ受ケタル遺族ノ住所氏名及其ノ職工ノ續柄ヲ記載スヘシ

第十四條 工業主工場法施行令第二十七條ノ規定ニ依ル歸郷旅費ヲ給シタルトキハ其ノ支給ノ日ヨリ

- 七日以内ニ左ノ事項ヲ具シ届出ツヘシ
- 一 職工ノ住所、氏名、年齢
- 二 解雇ノ事由及解雇ノ年月日
- 三 歸郷ノ場所及出發年月日
- 四 支給金額

第十五條 工業主ハ職工患者名簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付クヘシ  
 職工患者名簿ノ記載ハ別表様式ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第十六條 工場法施行規則第二十條第三號ノ規定ニ依リ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ

- 一 職工カ業務ニ因ラサル疾病ニ罹リ又ハ負傷シ休業十五日以上ニ涉リタルトキ
- 二 職工ノ家族又ハ民法ノ規定ニ依リ現ニ其ノ扶養ヲ受クル者疾病ニ罹リ又ハ負傷シ療養一ヶ月以上ニ涉リタルトキ
- 三 火災若ハ天災ニ因ル不慮ノ支出ニ充ツルトキ

第十七條 工業主左ノ事項ヲ規定シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキハ亦同シ

- 一 就業時間就業時ノ轉換休憩又ハ休日ニ關スル事項
- 二 職工雇入契約ニ關スル事項
- 三 職工ノ賞與又ハ制裁ニ關スル事項
- 四 職工ノ災害救済（扶助ヲ除ク）ニ關スル事項
- 五 職工ノ寄宿舎又ハ舍宅ニ關スル事項

第十八條 疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル職工ヲ診斷セシムヘキ醫師ヲ定メタルトキハ遲滞ナク其ノ住所氏名ヲ届出ツヘシ

第十九條 職工患者名簿ノ調製ヲ怠リタル者又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

第二十條 第二條第十一條第二項第十三條第十四條又ハ第十七條第十八條ノ届出ヲ怠リ又ハ其ノ届出ニ處ス

ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

- 第二十一條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二十二條 第三條ノ規定ハ本則施行後二箇年ヲ限リ黄燐ヲ使用スル燐寸ノ函詰ニ之ヲ適用ス
- 第二十三條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本則施行ノ日ヨリ四月内ハ第十三條乃至第十八條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

傳染豫防處置概要	職工ノ就業	康ノ回復セサル	病後若ハ産後健康ノ回復セサル	解 雇	死 亡	治 癒	發病又ハ負傷種類	病名又ハ負傷ノ種類	擔 當 業 務	住 所			氏 名
										市 町 村	番 地	年 齡	
	業務ノ種類	就業ノ月日	醫師意見概要	年 月 日	年 月 日	年 月 日				年 齡			
										休 業 日 數			
										患者ニ對スル手當又ハ死體ノ處置ニ關スル概要			

考 備

職工患者名簿記載心得

- 一 本名簿ハ患者毎ニ用紙一枚ヲ備フヘシ
- 二 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ又ハ各欄内ニ別ニ欄ヲ設クルコトヲ妨ケス
- 三 本名簿ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ之ヲ記載スヘシ
  - イ 業務上疾病ニ罹リ負傷シ又ハ死亡シタルトキ
  - ロ 業務ニ因ラサル疾病、負傷ノ爲引續キ三日以上休業シタルトキ但シ死亡シタル者ニ付テハ休業三日ニ充タサルトキト雖之ヲ記載スヘシ
  - ハ 工場法施行規則第八條第一項第四號又ハ第五號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ニ付傳染豫防ノ處置ヲ爲シ就業セシメタルトキ
  - ニ 工場法施行規則第八條第三項又ハ第九條ニ該當スル職工ヲ醫師ノ意見ニ依リ就業セシメタルトキ
- 四 業務上疾病ニ罹リ負傷シ又ハ死亡シタルトキハ病名又ハ負傷種類ノ上ニ〇印ヲ附スヘシ
- 五 本名簿ノ記載ヲ爲シタルトキハ其ノ日附ヲ記入シ當務者之ニ捺印スヘシ

## 和歌山縣

### 工場法施行細則

(大正五年八月三十一日  
和歌山縣令第二十五號)

第一條 工場法ノ適用ヲ受クヘキ工場ヲ有スル工業主ハ其ノ事由ノ生シタル日ヨリ五日以内ニ左ノ事項ヲ届出ツヘシ

一 工場所在地

二 工場名

三 工業主

四 事業ノ種類(複雑ナルモノニア  
リテハ工程ノ概況)

五 職工ノ員數及男女別並年齢(十歳以上十二歳未満、十二歳  
以上十五歳未満、十五歳以上)

六 一ヶ月ノ休業定日及一日ノ休憩時間

七 原動力機ノ種類及員數

八 工場法ノ適用ヲ受クヘキ事由

前項ノ工場ニシテ工場法ノ適用ヲ受ケサルニ至ルヘキ事由ノ生シタルトキ又ハ前項ノ届出事項ニ異動ヲ生シタルトキハ工業主ハ其ノ事由ヲ具シ五日以内ニ届出ツヘシ

第二條 工場法第二條第二項ニ依リ工業主ニ於テ十歳以上十二歳未満ノ者ヲシテ就業セシメントスルトキハ其ノ者ノ氏名、男女別、業務ノ種類、一日ノ就業及休憩時間毎月ノ休業定日並ニ年齢ヲ證スヘキ書類ヲ具シ許可ヲ受クヘシ

其ノ業務ノ種類左ノ如シ

- 一 菓子、卷煙草、黃燐ヲ使用セサル燐寸、刷子又ハ鈕釦ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴附、包裝又ハ標紙ノ貼付
  - 二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼
  - 三 印刷、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛
  - 四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理
  - 五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷
- 前項ニ掲クルモノ以外ノ業務ニ付テハ其事情ニ依リ特ニ許可ヲ與フルコトアルヘシ
- 第三條 工場法第八條第四項ノ季節ニ依リ繁忙ナル業務ノ種類左ノ如シ

一 生絲製造業

二 製茶業

三 果物ノ罐詰ニ關スル業務

第四條 工場法第十五條ニ依ル業務上ノ疾病トシテ取扱フヘキモノ左ノ如シ

- 一 砒素、砒素化合物、水銀、水銀化合物、燐、燐含有物、鉛、鉛化合物、チアン水素酸、チアン化合物其ノ他毒性又ハ劇性料品ヲ取扱フ業務ニ於ケル其ノ中毒諸症及業務ノ過程ニ於テ發生シタル毒性又ハ劇性物質ニ因ル中毒諸症
- 二 業務上使用スル鑛酸、苛性アルカリ、「クロール」、「フルオール」、フルオール化合物、クローム化合物、「テール」其ノ他腐蝕性又ハ刺激性料品ニ因ル腐蝕又ハ潰瘍

三 生絲工ノ手指蜂窩織炎、研磨工ノ水疹及業務上使用スル「テール」、「セメント」チアン化合物等ニ因ル皮膚濕疹

四 業務ニ因ル筋ノ強直、痙攣、斷裂、腱鞘炎、關節炎、脱腸

五 高熱物體ノ取扱、刺戟性瓦斯又ハ異物ニ因ル結膜炎其ノ他ノ眼病

六 襤褸、獸毛、革皮其ノ他古物ヲ取扱フ業務ニ因ル丹毒、炭疽「ペスト」、痘瘡

七 前各號列記以外ノ疾病ニシテ業務上ノ疾病ト認メラル、モノ

第五條 工場法第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 業務ノ種類

二 時間延長又ハ休日廢止ノ事由

三 延長期間及延長時間又ハ休日廢止期間

四 延長時間又ハ休日廢止期日ニ使用スル職工員數及男女別、年齢別

第六條 工業主職工又ハ其ノ遺族ニ扶助ヲ爲シタルトキハ其ノ氏名、事由、扶助ノ種類、金額並支給月日ヲ毎月五日限り其ノ前月分ヲ書面ニテ届出ツヘシ工場法施行令第五條及第六條ノ扶助ヲ爲ササルニ至リタルトキ亦同シ

工業主職工ニ歸郷旅費ヲ支給シ若クハ遺族ニ葬祭料ヲ支給シタルトキハ其ノ氏名、金額、支給月日、歸郷地ヲ具シ其ノ都度届出ツヘシ

工業主ハ工場毎ニ帳簿ヲ製シ前二項ノ事項ヲ記載スヘシ

第七條 工業主、工場規則ヲ設ケ若クハ職工共濟組合ヲ組織シタルトキハ十日以内ニ各其ノ規則又ハ

規約ノ謄本ヲ添へ届出ツヘシ其ノ變更廢止ノ時亦同シ

工場法施行令第十九條第一項ニ依ル扶助規則ヲ作成シタルトキハ前項ノ期間内ニ其謄本ヲ添へ届出ツヘシ

第八條 工場法施行令第二十五條ニ依ル職工貯金管理ノ認可申請書ニハ職工トノ契約書ノ寫ヲ添付スヘシ

第九條 工場法施行規則第二十一條ノ認可申請書ニハ履歷書ノ外尙工業主ト工場管理人タルヘキ者ト連署シタル選任契約書寫ヲ添付スヘシ

第十條 左ニ掲クル者ハ工場管理人タルコトヲ得ス

一 工場管理ノ實權ヲ有セサル者

二 未成年者、復權ヲ了ヘサル家資分散者及破産者、禁治産者、準禁治産者竝本則ニ依リ認可ヲ取消サレタル者(但二年ヲ經過シ支障ナシト認ムルモノハ此限ニアラス)

三 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

四 性行經歷上管理人トシテ不適當ト認ムル者

第十一條 工場管理人ノ認可ヲ受ケタル後前條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十二條 工場法施行令第二十六條ノ規定ニ依ル職工就學ニ關スル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 教授科目

二 授業時間

三 教師ノ氏名及其ノ資格

四 附近小學校ニ通學セシムル場合ハ其ノ學校名

第十三條 工場法及同法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ハ工場地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十四條 本則第一條第五條第六條及ヒ第七條第一項ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

第十五條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 本則施行法ノ適用ヲ受クヘキ工場ヲ有スル工場主ハ大正五年九月二十日マテニ本則第一條ノ届出ヲナスヘシ

## 徳島縣

### 工場法施行細則

(大正五年十二月二十日  
徳島縣令第五十三號)

第一條 工場法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シタル工場ノ工業主ハ様式第一號ノ定ムル所ニ依リ遲滯ナク之ヲ知事ニ届出ツヘシ

第二條 工場法第二條第二項及同施行規則第二條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ職工ノ戸籍ニ關スル戸籍吏ノ證明書ヲ添附スヘシ

- 一 雇傭ヲ必要トスル事由
- 二 就業セシメムトスル業務ノ種類
- 三 就業時間、休憩時間及休日ニ關スル事項
- 四 十二歳未満ノ者ノ現在數
- 五 雇入レムトスル職工ノ本籍、住所、氏名及生年月日

第三條 工場法第八條第二項及同施行規則第二條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要ナル理由
- 二 業務ノ種類
- 三 一定ノ期間
- 四 工場法第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長セムトスル場合ニハ從來ノ就業時間ノ始時、終時

及之ヲ延長セムトスル時間ノ配置

五 工場法第四條及第五條ノ規定ニ拘ラス職工ヲ就業セシメムトスル場合ニハ從來ノ就業時間ノ始時、終時及之ヲ變更セムトスル時間ノ配置

六 工場法第七條ノ休日ヲ廢止セムトスル場合ニハ毎月ニ於ケル從來ノ休日及廢止セムトスル休日

七 許可ヲ受ケテ就業セシメムトスル職工中十五歳未満ノ者ノ男女別數及十五歳以上ノ女工數

第四條 工場法第八條第三項及同施行規則第二條ノ規定ニ依ル届書ニハ左ノ事項ヲ記載シ二日前ニ届

出ツヘシ

一 臨時必要ナル事由

二 業務ノ種類

三 一定ノ期間

四 從來ノ就業時間ノ始時、終時及之ヲ延長セムトスル時間ノ配置

五 時間ヲ延長シテ就業セシメムトスル職工中十五歳未満ノ者ノ男女別數及十五歳以上ノ女工數

第五條 工場法第八條第四項及同施行規則第二條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 就業時間延長ノ事由

二 業務ノ種類

三 一定ノ期間

四 就業時間ヲ延長スヘキ日數

五 前條第四條及第五號ノ事項

第六條 工場法第十八條及同施行規則第二十一條ノ規定ニ依ル工場管理人選任ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ工業主及工場管理人タラムトスル者之ニ連署シ選任契約書寫又ハ選任承諾書寫ヲ添附スヘシ

一 工場管理人タラムトスル者ノ本籍、住所、氏名及生年月日

二 工業主ト工場管理人タラムトスル者トノ續柄又ハ法律上ノ關係

三 工場管理人選任ノ事由

第七條 工場法第十八條第三項但書及同施行規則第二十二條第一號ノ規定ニ依ル工場管理人選任ノ届出ニ關シテハ前條ノ規定ヲ準用ス

第八條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人タルコトヲ認可セス

一 工場法第十八條第一項ノ規定ニ依ル權限ヲ有セサル者

二 未成年者、禁治産者又ハ準禁治産者

三 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ未タ復權セサル者

四 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル者ニシテ其ノ取消ノ日ヨリ二年ヲ經過セサル者

五 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至

リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

性行又ハ經歷其ノ他工場管理人タルニ適セスト認ムルトキハ認可セサルコトアルヘシ



認可ヲ受ケタル工場管理人ト雖不適當ト認ムルニ至リタルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第九條 工場法施行令第二章ノ規定ニ依リ職工又ハ其ノ遺族ノ扶助ヲ爲シタル場合ニ於テハ毎月取纏

メ翌月二十日迄ニ左ノ事項ヲ記載シテ知事ニ届出ツヘシ

一 職工ノ住所、氏名、生年月日、雇入ノ年月日及事故發生當時ニ於ケル其ノ者ノ業務

二 病名又ハ負傷ノ種類

三 發病、負傷又ハ死亡ノ年月日

四 療養開始ノ年月日

五 治癒ノ年月日但シ未治癒ノ爲翌月ニ涉ルトキハ其ノ旨ノ記載

六 工場法施行令第五條乃至第七條又ハ第十四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲シタルトキハ扶助ノ種別、

日附及金額

七 解雇シタルトキハ其ノ年月日及事由

八 工場法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ歸郷旅費ヲ支給シタルトキハ其ノ日附、金額及旅程

九 工場法施行令第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ遺族扶助料又ハ葬祭料ヲ支給シタルトキハ其ノ日

附、金額、遺族ノ住所、氏名、生年月日及職工トノ續柄

十 扶助料算出ノ標準トナシタル貸金額及其ノ金額算出方法

十一 工場法施行令第四條但書ノ規定ニ依リ扶助金額ヨリ損害賠償ノ金額ヲ控除シタルトキハ其ノ

金額及事由

前項ノ場合ニ於テ發病、負傷、治癒又ハ死亡ニ關シテハ左ノ事項ヲ記載シタル醫師ノ診斷書又ハ檢

案書ヲ添附スヘシ

一 職工ノ氏名及生年月日

二 病名又ハ負傷ノ種類

三 發病、負傷又ハ死亡ノ場所、年月日時及其ノ原因

四 既往症、徴候、經過、豫後及療法

五 治癒シタルトキハ其ノ年月日及身體障害ノ程度

六 作成ノ年月日、醫師ノ住所及署名捺印

第十條 工場法施行令第二十五條ノ規定ニ依リ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 毎回貯蓄ノ期日、金額及人員概數

二 貯蓄金ノ確實ナル管理方法

三 貯蓄金ニ附スヘキ利率

四 貯蓄金及利息ノ返還手續

五 貯蓄金管理狀況ヲ貯蓄金者ニ周知セシムル方法

工業主前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルトキハ貯蓄金管理簿ヲ備付ケ貯蓄金管理ニ關スル一切ノ事

項ヲ明記シ其ノ帳簿閉鎖ノ時ヨリ十年間之ヲ保存スヘシ

貯蓄金ノ管理ニ付不適當ト認ムルモノアルトキハ變更ヲ命シ又ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十一條 工場法施行規則第二十條第三號ノ規定ニ依リ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返

還スヘキ場合左ノ如シ

一 職工又ハ其ノ家族カ負傷、疾病其ノ他天災事變ニ因リ費用ヲ要スルトキ

二 職工ノ出產費用ニ充ツルトキ

三 其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキ

第十二條 職工共濟會其ノ他之ニ類似スルモノヲ組織セムトスルトキハ其ノ規約條項ヲ明記シテ之ヲ

一箇月以前ニ知事ニ届出ツヘシ

共濟會其ノ他何等ノ名義ヲ用ウルニ拘ラス職工ヲシテ出資セシムル場合ニ於テ不適當ト認ムルトキ

ハ其ノ規約ノ改正ヲ命スルコトアルヘシ

第十三條 工業主工場法施行令第二十六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケムトスル場合ニ於テ尋常小學校ノ

授業時間外ニ限リ學齡兒童ヲ就業セシメムトスルトキハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 學齡兒童及其ノ保護者ノ本籍、住所、氏名、兒童ノ生年月日及兩者間ノ續柄

二 就業セシムヘキ業務

三 就學スヘキ學校所在地、學校名及工場トノ距離

四 學校ニ於ケル授業時間ノ始時及終時

五 工場ニ於ケル就業時間ノ始時及終時

工業主尋常小學校ノ授業時間内ニ於テ該兒童ヲ其ノ工場ノ作業ニ從事セシメ又ハ其ノ就業ヲ容認シ

タルトキハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十四條 工業主前條ノ方法ニ依ラスシテ學齡兒童ヲ雇傭セムトスルトキハ其ノ認可申請書ニ左ノ事

項ヲ記載シ教育擔任者ノ履歷書及小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依ル市町村長ノ認可書寫

ヲ添附スヘシ

一 教育場ノ位置、平面構造圖及工場トノ距離

二 器具、機械及圖書ノ設備

三 各學科ノ每週授業時數及毎日ノ授業時間ノ始時、終時及休日

四 工場ニ於ケル就業時間ノ始時、終時及休日

五 每學年度ニ於ケル學期ノ終始期日

六 學級ノ編制、成績調査及賞罰ニ關スル事項等

七 學年別教科、課程及修了年限

八 教育施設ノ經費支辨ニ關スル豫算

九 學齡兒童ノ本籍、住所、氏名、生年月日、學歷、編入セシムヘキ學年及就業セシムヘキ業務

十 該兒童保護者ノ本籍、住所及氏名

工業主前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル後更ニ學齡兒童ヲ雇傭セムトスルトキハ其ノ認可申請書ニ

ハ同項第一號乃至第八號ノ事項ヲ省略シ且教育擔任者ノ履歷書ヲ添附セサルコトヲ得

工業主規定ノ授業ヲ爲サス又ハ設備其ノ他ノ事項ニシテ教育上不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命

シ又ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十五條 工業主前條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルトキハ小學校令施行規則第十號表ノ様式ニ準スル

學籍簿及出席簿ヲ備付ケ學年度別トシテ記載シ學籍簿ハ使用後五年間出席簿ハ使用後一年間之ヲ保

存スヘシ

第十六條 工業主第十四條第一項第一號、第三號乃至第八號ノ事項又ハ教育擔任者ヲ變更セムトスルトキハ其ノ都度認可ヲ受クヘシ

第十七條 工場法施行規則第十二條ノ規定ニ依ル揭示ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ寫ヲ知事ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ特別ノ施設ヲ命シ又ハ改正ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 工場法施行規則第十四條ノ規定ニ依ル醫師ノ診斷書又ハ檢案書ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第十九條 工業主ハ職工ノ負傷、疾病又ハ死亡ニ付診斷又ハ檢案ヲ爲サシムル爲囑託醫ヲ定メタルトキハ其ノ住所、氏名及生年月日ヲ記載シ其ノ者ト連署シテ之ヲ知事ニ届出ツヘシ

第二十條 工業主ハ様式第二號ノ定ムル所ニ依リ檢診簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付ケ曆年度別トシテ使用後三年間保存スヘシ

第二十一條 職工ノ雇傭ニ關スル契約書様式又ハ職工ニ關スル工場規程ヲ定メタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ不適當ト認ムルモノアルトキハ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 工業主ハ工場毎ニ職工出勤簿ヲ備付ケ之ニ毎日各職工ノ出勤、缺勤及休日ヲ曆日順ニ文字又ハ記號ヲ以テ明記スヘシ

前項ノ帳簿ニハ職工移動表ヲ附シ毎月末現在職工數、當月中雇入職工數及解雇職工數ヲ曆月順ニ明記スヘシ

第二十三條 工業主ハ工場毎ニ賃金支拂簿ヲ備付ケ賃金ノ支拂ニ關スル要項ヲ整然且明瞭ニ記載スヘシ

第二十四條 前二條ノ規定ニ依ル帳簿ハ曆年度別又ハ營業年度別トシテ使用後一年間之ヲ保存スヘシ

第二十五條 工業主ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ知事ニ届出ツヘシ

- 一 工場ヲ廢止シタルトキ
- 二 一箇月以上ニ涉リ事業ヲ休止セムトスルトキ又ハ其ノ休止後更ニ事業ヲ開始シタルトキ
- 三 相續、賣買、貸借其ノ他ノ事由ニ因リ工業主ニ變更アリタルトキ
- 四 工業主又ハ工場法第十九條ノ規定ニ依リ工業主ニ代ル者ノ住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキ
- 五 工場ノ名稱ヲ變更シタルトキ

第二十六條 特別ノ事由アルトキハ知事ハ本則ニ定メタル届出事項ノ外必要ナル事項ニ付工業主ニ届出ヲ命スルコトアルヘシ

第二十七條 工場法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ關シ知事ニ申請又ハ届出ヲ爲スニハ工場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ但シ學齡兒童ノ就學ニ關スルモノハ工場又ハ學校所在地所轄町村役場及郡市役所ヲ經由スヘシ

第二十八條 工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ科料ニ處ス

- 一 第一條、第九條、第十二條第一項、第十七條、第二十一條第一項又ハ第二十五條ノ届出ヲ怠リタルトキ
- 二 本則ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタルトキ



検診簿記載心得

- 一 検診簿用紙ノ一頁ハ美濃紙半折大トス
- 二 検診簿ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ之ヲ記載スヘシ
  - (イ) 職工業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキ
  - (ロ) 工場法施行規則第八條ニ掲ケタル疾病ニ罹リタル者ナルコトヲ發見シタルニ因リ其ノ就業ヲ停止シタルトキ
  - (ハ) 同第八條第一項但書、同條第三項但書又ハ第九條、但書ノ規定ニ依リ就業セシメタルトキ
  - (ニ) 同第十條ノ規定ニ依リ就業ノ制限又ハ禁止ヲ命セラレタルトキ
  - (ホ) 同第十四條ノ規定ニ依リ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案ヲ爲サシメタルトキ
- 三 結末欄ニハ治癒、死亡、未治癒中解雇等ノ事實及其ノ日附ヲ記載スヘシ
  - 其ノ月内ニ治癒セスシテ翌月ニ涉ルモノニ付テハ結末欄ト未治癒ト記載シ翌月分ニ移記スヘシ
- 四 前月ヨリ繰越シタル者ノ氏名ニハメ印ヲ附シ、業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル者ノ氏名ニハ●印ヲ附スヘシ
- 五 簿冊ハ曆年度別トシテ之ヲ整理スヘシ

香 川 縣

工場法施行細則

(大正五年八月三十一日 香川縣令第二十七號)

- 第一條 工場法第二條第二項ニ依リ十歳以上ノ者ヲ就業セシメントスルモノハ其ノ職工ノ男女別、氏名、生年月日、作業ノ種類、一日ノ就業時間並休憩時間毎月ノ休日回数ヲ具シ申請スヘシ
- 第二條 工場法第八條第二項乃至第四項ノ願届ニハ事業ノ種類、事由、就業時間及期日ヲ具備スヘシ
- 第三條 工場法施行令第十六條第三號ノ場合ニ於テ扶助規則ニ定メナキトキハ遲滞ナク届出ヘシ
- 第四條 工場法施行令第三十條第一項ニ依リ危険ヲ避け又ハ衛生上ノ除害方法ヲ定メタルトキハ遲滞ナク其ノ方法ヲ具シ届出ヘシ
- 第五條 工場法施行規則第三條ニ依リ就業時間ヲ延長セントスルトキハ事業ノ種類、職工ノ男女別、員數並就業時間ヲ具シ届出ヘシ
- 第六條 工場法施行規則第八條第一項但書ニ依リ傳染豫防ノ處置ヲ爲シタルトキハ其ノ方法ヲ具シ届出ヘシ
- 第七條 工場法施行規則第二十條第三號ノ規定ニ依リ工業主カ賃金ヲ仕拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ
  - 一 職工カ義務アル者ヲ扶養スルトキ
  - 二 職工カ其ノ配偶者又ハ同一ノ家ニ在ル直系卑屬若ハ直系尊屬ノ疾病災害ヲ救済スル費用ニ充ツ

第八條 職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ其ノ都度遲滯ナク狀況ヲ具シ届出ヘシ但シ負傷、疾病ノ程度休業ニ至ラサルモノハ此ノ限ニ非ラス

職工竝遺族ヲ扶助シタルトキハ遲滯ナク其ノ顛末ヲ詳具シテ届出ヘシ

第九條 工場法令ニ依リ地方長官ニ差出スヘキ願届ハ工場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十條 第三條第四條第六條及第八條ノ届出ヲ怠リタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

附 則

本則ハ大正五年九月一日ヨリ施行ス

愛 媛 縣

工場法施行細則 (大正五年八月二十九日 愛媛縣令第二十八號)

第一條 工業主ハ工業法(以下單ニ「法ト謂フ」)ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキヨリ十日以内ニ左ノ事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

- 一 名稱及所在地
- 二 業務種類
- 三 主要機械名稱及個數
- 四 職工員數(十五歳以上、十二歳以上十五歳以下、十歳以上、十二歳以下ニ別チ男女別ニ依リ記載スヘシ)
- 五 寄宿職工員數(十五歳以上、十二歳以上十五歳以下、十歳以上、十二歳以下ニ別チ男女別ニ依リ記載スヘシ)
- 六 一日ノ就業時日及休憩時間
- 七 一ヶ月ノ休日數
- 八 就業組織及轉換日
- 九 賃金ノ定メ方及支拂日

前項第一號第二號第六號乃至第九號ノ事項ヲ變更シタルトキ、工場ヲ廢止シタルトキ及工場カ工場法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ十日以内ニ其ノ旨知事ニ届出ツヘシ

第二條 工業主ハ毎年十二月三十一日現在ニ依リ翌年一月二十日迄ニ第一號様式ニ依リ知事ニ届出ツヘシ

第三條 法第二條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 作業ノ種類

二 一日ノ就業時間及休憩時間

三 一ケ月中ノ休日數

第四條 法第八條第二項乃至第四項ノ申請書又ハ届書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 第二項ニ付テハ延長セムトスル期間及時間、從事セシムル職工ノ男女別、年齢別、廢休日數並其ノ事由

二 第三項第四項ニ付テハ延長セムトスル期間及時間並其ノ事由

第五條 工條法施行令(以下單ニ施行令ト謂フ)第二十四條但書ノ許可ヲ受ケムトスルモノハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 貯蓄ノ方法及其取扱手續

二 給付スヘキ物品ノ名稱及價格計算並給付ノ方法

三 職工ノ貯蓄金中工業主ノ給付ニ係ル部分ヲ交付セサル場合ニ於テハ其條件

第六條 工場法施行規則(以下單ニ規則ト謂フ)第三條ニ依リ就業時間ヲ延長セムトスルトキハ其ノ旨知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更又ハ廢止シタルトキ亦同シ

第七條 規則第八條第一項但書同條第三項但書及第九條但書ノ規定ニ依リ職工ヲ就業セシメタルトキハ左ノ事項ヲ具シ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

一 氏名年齢

二 病名

三 傳染豫防處置ヲ爲シタル者ニ付テハ豫防處置ノ概要

四 傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニ付テハ發病及治癒年月日及醫師ノ意見ノ概要

五 産婦ニ付テハ分娩年月日及醫師ノ意見ノ概要

第八條 規則第二十條第三號ノ規定ニ依リ工業主カ職工ニ賃金ヲ支拂ヒ又ハ其ノ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ

一 職工ト同一ノ家ニ在ル親族ノ疾病負傷ノ療養費ニ充ツルトキ

第九條 規則第二十一條ノ申請書ニハ管理人タルヘキ者ノ連署ヲ要ス

第十條 職工ヲ會員トセル共濟組合等ヲ設ケタルトキハ左ノ事項ヲ具備シ工業主ヨリ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更又ハ廢止シタルトキ亦同シ

一 組合名

二 組合長名

三 規約

第十一條 工業主ハ第二號様式ノ職工疾病負傷臺帳及第三號様式ノ職工扶助臺帳ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付様式所定ノ事項ヲ記載スヘシ

第十二條 法、施行令、規則及本則ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ工場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十三條 本則、第一條、第二條、第六條、第七條、第十一條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

第十四條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 第十五條 本則施行ノ際ニ限リ本則第一條第一項、第十一條ノ規定ニ依ル届出又ハ設備ハ大正五年九月三十日迄ニ之ヲ爲スコトヲ得  
 第一號様式  
 職工徒弟員數其他届  
 (何年十二月末現在)

工場ノ名稱 所在地	業務種類	性別		年 齡		計	
		男	女	十五歲以上 十二歲以上十五歲以下	十歲以上十二歲以下		
		職工數	寄宿職工數	男	女		
徒弟數	男	女	男	女	男	女	計
主要機械 名稱員數							

右及御届候也

年 月 日 知 事 宛

工業主 (又ハ管理人)

第二號様式

病名又ハ 負傷種類	發病又ハ 負傷年月日	診察年月日	治癒年月日	休業日數	業務別	氏 名	生年月日

記載心得

- 一 本臺帳ニハ業務上ト否トヲ問ハス疾病負傷ニ罹リ工業主ニ於テ療養ヲ加ヘタルモノハ總テ掲載スヘシ
- 二 臺帳ニハ疾病ト負傷ヲ各別ニ作製シ又ハ臺帳ニ見出ラ附シ疾病ト負傷トヲ區別スルモ差支ナシ
- 三 病名又ハ負傷ノ種類、發病又ハ負傷ノ日附判明セサルトキハ「不明」ト記載スヘシ
- 四 死亡又ハ治癒ニ至ラスシテ解雇シタル者ハ死亡又ハ解雇ノ日附ヲ治癒欄ニ記載シ且死亡又ハ解雇ト附記スヘシ
- 五 休業日數ハ發病ヨリ治癒又ハ死亡又ハ治癒ニ至ラスシテ解雇スルニ至ル迄ノ間ニ於ケル休業日數ヲ記載スヘシ
- 六 業務別ニハ例ヘハ紡績工場ニ於テハ混棉部精紡部等ニ區別記載スヘシ



第三號様式

交付年月日	扶助料金額	扶助理由	附記	業務別	住所	職工又ハ遺族氏名	生年月

記載心得

- 一 本臺帳ニハ工場法施行令第六條乃至第九條及第十四條ニ依リ扶助料ヲ支給セシモノヲ記載スヘシ
  - 二 扶助料交付理由欄ニハ例ヘハ工場法施行令第六條又ハ同令第七條第一號等ノ別ヲ記載スヘシ
  - 三 遺族ニ對シテ扶助料ヲ交付スル場合ハ附記欄ヘ職工氏名及遺族トノ關係ヲ記載シ遺族ハ氏名ノ肩書ヘ遺族ト記スヘシ
  - 四 業務上ノ疾病、負傷又ハ死亡ニアラスト雖扶助料ヲ支給シタルモノハ記載スヘシ但シ附記欄ヘ業務上ニアラサル旨ヲ記スヘシ
- 工場法取扱心得 (大正五年八月二十九日 愛媛縣訓第四百四十五號)
- 第一條 工場法ノ適用ヲ受クヘキモノト認ムル工場ニシテ工業主ニ於テ工場法施行細則第一條第一項ノ届出ヲ爲サ、ルトキハ其ノ旨報告スヘシ

- 第二條 工場法施行細則第十二條ノ規定ニ依リ受理シタル書類ハ別段ノ規定アルモノヲ除ク外其ノ申請及届出ノ事由ヲ調査シ許否ニ關スルモノニ就テハ意見ヲ副申スヘシ
- 第三條 工場法第十三條及工場法施行令第三十一條ノ規定ニ依リ命令又ハ處分ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ報告スヘシ
- 第四條 工場法施行令第十八條及第二十七條第二項ノ規定ニ依リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項及歸郷旅費ニ付審査又ハ事件ノ調停ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ其ノ情況ヲ報告スヘシ
- 第五條 工場法施行令第三十八條第二項ノ規定ニ依リ工業主ヨリ賃金支拂期ニ關シ許可ノ申請アリタルトキハ其ノ慣習ニ付調査副申スヘシ
- 第六條 工場法施行規則第十條ニ依リ制限又ハ禁止ヲ命スルノ必要アリト認ムルトキハ其旨報告スヘシ
- 第七條 工場管理人ノ選任認可ノ申請ヲ受ケタルトキハ管理人タラムトスル者ノ性行、信用程度、前科ノ有無竝工場トノ關係等ヲ調査副申スヘシ
- 第八條 警察官署ニハ第一號様式ノ工場臺帳ヲ備付ケ整理スヘシ

第一號様式

工場所在地及名稱

愛媛縣

考 備	工業主		業務種類	
	住所氏名	住所氏名	職工數	
	管理人名	管理人名	女	男

### 高 知 縣

#### 工場法施行細則

(大正五年十月二十五日  
高知縣令第三十七號)

第一條 工業主ハ其ノ工場カ工場法ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ五日以内ニ左ノ事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

一 工場ノ名稱、所在地及業務ノ種類

二 職工ノ男女別、人員(十歳以上十二歳未満、十二歳以上十五歳未満、十五歳以上ニ區別記載スヘシ)

三 寄宿職工男女別、人員(同上)

四 一日ノ就業時間

五 一日ノ就業時間中ニ於ケル休憩時間及其ノ配置方法

六 毎月ノ休日

七 職工ヲ二組以上ニ分チ交替就業セシムル場合ノ組數及就業時ノ轉換方法

八 賃金支給ノ方法及其ノ支拂日

九 職工ニ對シ食事其ノ他ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ價額

前項第一號第四號乃至第九號ノ事項ヲ變更シタルトキ、工場ヲ廢止シタルトキ、又ハ工場カ工場法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ五日以内ニ其ノ旨ヲ知事ニ届出ツヘシ

第二條 工業主ハ毎年六月十二月末日現在ニ依リ職工徒弟ノ員數ヲ調査シ翌月二十日迄ニ様式第一號

ニ依リ知事ニ届出ツヘシ

第三條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 就業者ノ氏名、男女別、生年月日、本籍及住所

二 就業セシムヘキ業務ノ種類

三 一日ニ於ケル就業ノ時間

四 一日ノ就業時間中ニ於ケル休憩時間及其ノ配置方法

五 毎月ノ休日

第四條 工場法第八條第二項ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 避クヘカラサル事由

二 業務ノ種類

三 就業時間ヲ延長スヘキ期間

四 延長スヘキ一日ノ就業時間

五 一日ノ就業時間ノ始時及終時

六 廢スヘキ休日ノ回数

七 職工ノ男女別、人員

第五條 工場法第八條第三項ノ規定ニ依ル届書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 臨時必要ナル事由

二 業務ノ種類

三 一月ニ付就業時間ヲ延長スヘキ日數

四 延長スヘキ一日ノ就業時間

五 職工ノ男女別、人員

第六條 工場法第八條第二項ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ同條第三項ニ依リ届出タル後其ノ就業時間ヲ延長

スヘキ事由消滅シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ知事ニ届出ツヘシ

第七條 工場法第八條第四項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 業務ノ種類

二 就業時間ヲ延長スヘキ期間

三 延長スヘキ一日ノ就業時間

第八條 工場法施行規則第二十條第三號ノ規定ニ依リ工業主カ職工ニ賃金ヲ支拂ヒ又ハ其ノ貯蓄金ヲ

返還スヘキ場合左ノ如シ

一 職工カ自身又ハ直系尊屬、直系卑屬若ハ同居ノ家族ノ負傷若ハ疾病ノ療養費ヲ支出セムトスルトキ

二 職工カ自身又ハ妻ノ出産費ヲ支出セムトスルトキ

三 已ムヲ得サル事由アリテ知事ノ認可ヲ受ケタルトキ

第九條 工場法施行令第二章ノ規定ニ依リ職工又ハ其ノ遺族ノ扶助ヲ爲シタトキハ工業主ハ様式第

二號ニ依リ毎月取纏メ翌月十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第十條 左ニ掲クル者ハ工場管理人タルコトヲ得ス

- 一 未成年者、禁治産者、準禁治産者
- 二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者
- 三 工場管理人タル認可ヲ取消サレタル日より二年ヲ經過セサル者
- 四 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日より三年ヲ經過セサル者

第十一條 工場管理人選任ノ認可申請書ニハ工業管理人連署スヘシ

第十二條 左ノ場合ニ於テハ工場管理人選任ノ認可ヲ取消スモノトス

- 一 事實ヲ偽ハリ認可ヲ受ケタルトキ
- 二 禁治産、準禁治産、破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 四 工場管理人タルニ適セスト認ムヘキ事由發生シタルトキ

第十三條 工場法施行規則第十四條規定ニ依ル醫師ノ診斷書又ハ檢案書ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日より三年間之ヲ保存スヘシ

第十四條 工場法及工場法ニ基キテ發スル命令ニ依ル申請及届ハ工場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

- 一 第一條第二條第九條ノ届出ヲ怠リタル者
- 二 第一條第二條第九條ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

三 第十三條ニ違反シタル者

第十六條 本則ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本則ヲ適用スルコトヲ妨ケス

附 則

第十七條 工場法施行令第三十八條第二項ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 工場所在ノ地方ニ於ケル慣習
  - 二 賃金支拂時期
  - 三 慣習ヲ改ムルヲ不便トスル事由
- 第十八條 本則施行ノ際現ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ大正五年十一月三十日迄ニ第一條第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

(様式第一號)

職工徒弟員數届

何年何月末現在

職 通	工 勤	業 務 種 類		所 工 場 在 地 名
		男 女 別		
		男	女	
職 工 數	通 勤	年 齡		計
		十歲以上十二歲未滿	十二歲以上十五歲未滿	
		十五歲以上		
女	男			



- 三 同一職工ニシテ療養一箇月以上ニ渉ルモノハ翌月分ヨリ朱書スヘシ
- 四 同一職工ニシテ同月内ニ二回以上届書ニ記載スヘキ事故生シタルトキハ各別ニ記載スヘシ
- 五 備考欄ニハ賃金及扶助料算出ノ方法其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ

工場法令取扱心得 (大正五年十一月十七日  
高知縣訓令乙第二百二號)

第一條 工場法施行細則第十四條ノ規定ニ依リ申請及届書ヲ受ケタルトキハ其ノ事實及書類ハ所定ノ事項ヲ具備セルヤ否ヤヲ調査シ許否ニ關スルモノニ付テハ意見ヲ具シ進達スヘシ

第二條 工業主ニ對シテハ左記各號ノ事項カ遵守セラルルヤ否ニ關シ常ニ注意ヲナシ若シ違反ノ虞アルトキハ其ノ顛末ヲ具シ速ニ報告スヘシ

- 一 工場法施行細則第一條第一項及第二項ノ届出ヲ爲ササルモノナキヤ否
- 二 年齢制限ニ違反シ幼年工ヲ使用スルモノナキヤ否
- 三 危険又ハ有害業務ノ就業制限ニ違反スルモノナキヤ否
- 四 就業時間ノ制限ニ違反スルモノナキヤ否
- 五 休日及休憩時間ノ規定ニ違反スルモノナキヤ否
- 六 病者又ハ産婦ノ就業制限ニ違反スルモノナキヤ否
- 七 徒弟ニ關スル規定ニ違反スルモノナキヤ否
- 八 以上ノ外工場法令ノ規定ニ違反スルモノナキヤ否

第三條 工場法第十三條及同法施行令第三十一條ノ規定ニ依リ命令又ハ處分ヲ爲スノ必要アリト認め

ルトキハ其ノ事由ヲ具シ報告スヘシ

第四條 工場法施行令第十八條及同第二十七條第二項ノ規定ニ依リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項及歸郷旅費ニ付審査又ハ事件ノ調停ヲ爲スノ必要アリト認めルトキハ其ノ狀況ヲ具シ報告スヘシ

第五條 工場管理人ノ認可申請書ヲ受ケタルトキハ工場法施行細則第十條各號ノ事實ヲ調査スル外管理人タラントスル者ノ性行、信用ノ程度、前科ノ有無並工場トノ關係等ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ

第六條 工場管理人ニシテ工場法施行細則第十二條ノ各號ノ一ニ該當スル事實アリタルトキハ速ニ報告スヘシ

第七條 警察官署ニハ附録様式ノ工場臺帳ヲ備付ケ整理スヘシ

(様式)

工場名	許可年月日
工場主名	
住所名	
管理人名	
住所名	
業務ノ種類	原動力機ノ名稱、 個數、馬力
職工ノ種類	就業時間
人員	賃金支拂日
休日	
備考	

福 岡 縣

工場法施行ニ關スル細則

(大正五年八月三十日  
福岡縣令第二十九號)

第一條 工業主十歳以上十二歳未満ノ者ノ就業ニ關スル許可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ氏名、生年月日、男女別、業務ノ種類、毎月ノ休日、一日ノ就業時間、休憩時間竝ニ其ノ時刻ヲ記載シ申請スヘシ

第二條 工業主工場法第八條第二項又ハ第四項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ事由、就業時間、業務ノ種類及期間ヲ記載シ申請スヘシ同條第三項ニ依ル届出ニ付テモ亦同シ

第三條 工業主工場管理人選任ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ申請書ニ其ノ履歷書及工場管理ニ關シ工業主ニ代リ一切ノ權限ヲ有シ責任ヲ負フヘキ者タルコトヲ證スルニ足ルヘキ契約書寫ヲ添付スヘシ

第四條 左ニ掲クル者ハ工場管理人タルコトヲ認可セス

- 一 工場ノ管理ニ付實權ヲ附與セラレサルモノト認ムルトキ
- 二 未成年者、復權セサル家資分散者及破産者、禁治産者、準禁治産者竝認可ヲ取消サレタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者
- 三 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

- 四 本人ノ性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セスト認ムルトキ

第五條 工場管理人ニシテ前條第一號若ハ第四號ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ認可ヲ取消スモノ

トス

工場管理人ニシテ家資分散、破産、禁治産、若ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ又ハ禁錮若ハ懲役ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ認可ハ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テ工業主ハ之ヲ届出ツヘシ

第六條 工業主職工ノ貯蓄金ノ管理ニ關シ認可ヲ受ケムトスルトキハ貯蓄並管理ノ方法ヲ記載シ申請スヘシ

第七條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ノ雇傭ニ關シ認可ヲ受ケムトスルトキハ就學ニ關シ必要ナル事項ノ外其ノ氏名、生年月日、男女別及就業時間ヲ記載シ申請スヘシ

第八條 工場主工場法施行規則第二十二條ノ規定ニ依ル工場管理人ノ選任、解任、死亡ノ届出ニハ其ノ年月日ヲ具申スヘシ但解任ノ場合ハ其ノ事由ヲ附記スヘシ

同條ノ規定ニ依ル書類ノ滅失又ハ毀損ノ届出ニハ其ノ事實ヲ詳細ニ具申スヘシ

第九條 工業主ハ職工ノ一日ノ就業時間、休憩時間並其ノ時刻、毎月ノ休日及就業時ノ轉換ヲ遲滞ナク届出ツヘシ其ノ之レヲ變更シタルトキ亦同シ但工場法第八條第二項乃至第四項ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ヲ受ケタルトキ若ハ届出ヲ爲シタル場合ニ於ケル就業時間ノ變更ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第十條 職工ノ扶助ニ付テハ工業主ハ様式第一號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ届出ツヘシ

第十一條 第五條第三項第九條又ハ第十條ノ届出ヲ怠リタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十二條 工場法施行ニ關シ本廳ニ提出スル書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

附 則

第十三條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

大正 年 月分		職工扶助月報		工場名	
氏名	業務別	扶		助	
	男女別	施行令第五條ニ依ル療養費	同第六條ニ依ル扶助料	同第七條ニ依ル扶助料	遺族扶助料
					葬 祭 料
					扶助ノ理由

工場法施行心得

(大正五年八月三十日 福岡縣訓令第十八號)

第一條 工場法ノ適用ヲ受ケサル工場ニシテ其適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノト認メタルトキ又ハ適用ヲ受クル工場ニシテ其適用ヲ受ケサル事由ヲ生シタルモノト認メタルトキハ遲滞ナク左ノ事項ヲ具シ報告スヘシ

- 一 工業主
- 二 工場名
- 三 工場所在地
- 四 業務ノ種類
- 五 常時使用スル職工ノ員數



六 其ノ事由

第二條 工場法施行ニ關スル許可若ハ認可申請書又ハ工場法第八條第三項及同法施行規則第二十二條規定ニ依ル届書ヲ受ケタルトキハ死亡ノ場合ヲ除ク外意見ヲ具シ進達スヘシ

第三條 工場管理人ニシテ工場法施行ニ關スル細則ニ依リ工場管理人タルノ資格ナキニ至リタルモノト認ムルトキハ遲滯ナク其ノ事由ヲ報告スヘシ

大 分 縣

工場法施行細則 (大正五年八月二十五日 大分縣令第二十七號)

第一條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 就業セシメトスル作業ノ種類

二 就業者ノ氏名、生年月日

三 一晝夜ニ於ケル就業時間及休憩回数並其ノ毎回ノ時間

四 各月ニ於ケル休業日

前項第二號ニ付大テハ戶籍吏ノ證明書ヲ添付スヘシ

第二條 工場法第八條ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ノ申請若ハ届出ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 業務ノ種類

二 工場法第八條第二項乃至第四項ノ規定ニ依リ就業時間ノ延長ヲ要スル場合ハ其ノ事由、時間、期間及期間内ニ於ケル日數

三 工場法第八條第二項ノ規定ニ依リ就業セシムルヲ要スル場合ハ其ノ事由、時間、期間及期間内ニ於ケル日數

四 工場法第八條第二項ノ規定ニ依リ休日廢止ヲ要スル場合ハ其ノ事由、期間及日數

第三條 工場法施行令第二十五條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 貯蓄ノ方法

二 貯蓄金管理ノ方法

三 貯蓄金返還ノ方法

第四條 工場法施行令第二十六條及同第三十條第二項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ハ別紙第一號様式ニ據リ當該兒童カ職工又ハ徒弟ト爲ルヲ要スル事由並申請書記載ノ義務教育完了方法ノ適當ナルコトニ付就學義務地市町村長ノ證明書ヲ添ヘ差出スヘシ

第五條 工場法施行規則第二十一條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ニハ當該工場ノ管理ニ關シ工業主ハ管理人ニ一切ノ權限ヲ與ヘ管理人ハ法規ノ規定事項ニ付其ノ責ニ任スル旨ヲ表ハシタル誓約書寫ヲ添付スヘシ

第六條 工業主ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク當應ニ届出ツヘシ

一 工場法施行規定第八條ニ該當スル疾病ニ罹レル者アリタルトキハ其ノ病名、患者ノ住所、氏名、年齢及處置

二 工場法施行規則第八條但書ノ規定ニ依リ傳染豫防ノ處置ヲ爲シタルトキハ其ノ方法及病名、患者氏名

三 工場カ工場法ノ適用ヲ受クル事由ヲ生シタルトキハ其ノ事由  
四 工場カ工場法ノ適用ヲ受ケサル事由ヲ生シタルトキハ其ノ事由

前項第三號ノ届書ハ別紙第二號様式ニ據ルヘシ

第七條 工業主ニ於テ職工ニ對シ扶助ヲ爲シタルトキハ別紙第三條様式ニ據リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ當應ニ届出ツヘシ

第八條 工場法施行ニ關シ當應ニ差出スヘキ願届ハ工場所在地ヲ管轄スル警察官署ヲ經由スヘシ  
第九條 本則第六條第七條ニ違反シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第一號様式

認可申請書

原籍 住所 身分戶主氏名續柄

就學義務學校名職工又ハ徒弟

生年月日

右者目下頭書ノ學校ニ於テ尋常科何學年修業中(猶豫又ハ免除ノトキハ其旨)ノ處今般何々ノ事由ニ依リ拙者經營ノ何工場ニ雇傭(又ハ收容)致度候ニ付テハ義務教育ハ左記ノ方法ニ依リ完了可爲致候間御認可相成度保護者連署ノ上此段及申請候也

年 月 日

何所何々工場

工業主

何

某印

原籍住所

知事宛

保護者 何

某印

三〇八

一 何々 (例工場附屬小學校ニ於テ毎日何時間修業セシム又ハ何處何學校ニ於テ云々等)

義務教育完了方法

第二號様式

工場名	工場	所在地	大字	市郡	村町	番地
業務種別						
工業主住所氏名						
職工現在數	男	何人	最少ノトキ	何人	人計	何人
過去六ヶ月ニ於テ普通ノトキ	女	何人	何人	何人	最多ノトキ	何人
寄宿者	男	何人	何人	何人	何人	何人
一年ヲ通シテ操業セサルノ工場ニ在リテハ其操業時間ノ至	女	何人	何人	何人	何人	何人
原動機名	實馬力	何馬力	何馬力	何馬力	何馬力	何馬力
何々	何馬力	何馬力	何馬力	何馬力	何馬力	何馬力
何々	何馬力	何馬力	何馬力	何馬力	何馬力	何馬力
右ノ通り工場法ノ適用ヲ受クルニ至リ候條此段及御届候也						
年 月 日						
知事宛						
	右工業主	何				某印

- 二 本月報ニハ其ノ月内ニ扶助ヲ爲シタルモノヲ總テ記載スヘシ
- 三 同一職工ニ付同一月内ニ二回以上扶助ヲ爲シタルトキハ各別ニ記載スヘシ
- 四 職工總數欄ニハ其ノ月末日ニ使用シタル職工ノ總數ヲ記載スヘシ
- 五 業務別男女別欄ニハ例ハ紡績工場ニ於テハ混棉部男工、精紡部女工、製紙工場ニ於テハ紙料部男工、織布工場ニ於テハ整經部女工等ニ準シテ記載スヘシ
- 六 疾病又ハ負傷ノ程度欄ニハ勞役ニ服シ得ルカ或ハ服シ得サルカノ程度ヲ記載スヘシ
- 七 扶助シタル賃金額欄ニハ扶助ノ爲メ給與シタル總賃金額ヲ記載スヘシ、若シ扶助力數月ニ亘リタル場合ニハ其ノ月内ニ給與シタル金額ヲ記載スヘシ
- 八 一日ノ扶助賃金額ヲ其ノ右傍ニ朱書スヘシ
- 九 扶助ヲ爲シタル日數欄ニハ其ノ月内ニ於ケル日數ヲ記載スヘシ
- 十 結果欄ニハ治癒、解雇又ハ未治癒ノ儘翌月ニ繰越シタル旨記載スヘシ、但シ未治癒ノ儘翌月ニ繰越シタル場合ニハ同欄ニ〇ヲ附シテ之ニ代フヘシ
- 十一 扶助料其ノ他給與ノ種別金額欄ニハ扶助賃金以外ノ給與即チ療養費、扶助料、遺族扶助料、葬祭料、歸郷旅費等ノ種別及金額ヲ各別ニ記載スヘシ
- 十二 治癒後身體傷害ノ程度欄ニハ工場法施行令第七條各號ニ記載スル區別ニ依リ若ハ故障ナカリシ場合ニハ其ノ旨可成詳細ニ記載スヘシ
- 十三 疾病又ハ負傷ノ名稱、發病又ハ負傷ノ日附判明セサルトキハ「不明」ト記載スヘシ
- 十四 前月ヨリ引續キ扶助ヲ爲セルモノニハ其ノ氏名ニ括弧ヲ付スヘシ

大分縣

三〇九



ル場合ハ其ノ地方ノ狀況並業務ノ状態ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ

第五條 細則第二條ノ申請書又ハ届書ヲ受理シタルトキハ其ノ事由ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ

第六條 細則第三條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ各事項ノ確否ニ關シ必要ナル事實ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ

第七條 施行令第二十九條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ

第八條 施行令第十九條、第二十四條但書、規則第二十二條第一號乃至第三號、第二十四條、細則第

四條、第七條ノ申請書又ハ届書其ノ他ノ願届書ヲ受理シタルトキハ直ニ進達スヘシ

第九條 施行令第十八條ノ規定ニ依リ審査又ハ調停ヲ爲ス必要アルヘシト認メタルトキ若ハ其ノ申請ヲ受理シタルトキハ之カ事實ヲ調査シ意見ヲ具シ報告スヘシ

附 則

第十條 施行令第三十八條第二項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ慣習ノ有無ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ

佐 賀 縣

工場法施行細則

(大正五年八月二十九日 佐賀縣令第四十號)

第一條 工場主ハ工場法第二條第二項ニ依リ十歳以上十二歳未滿ノ者ノ就業ノ許可ヲ受ケムトスルト

キハ左記各號ヲ具シ知事ニ之ヲ申請スヘシ

一 業務ノ種類

二 職工ノ氏名男女別及生年月日

三 一日ノ就業時間

四 休憩時間

五 毎月ノ休日

第二條 工場法第八條ノ規定ニヨリ許可認可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲サムトスルトキハ左記事項ヲ具シ知

事ニ之ヲ差出スヘシ

一 事業ノ種類

一 事由

一 延長スヘキ就業時間及時刻又ハ廢休ノ日

一 延長期日及期間

第三條 工場法第八條第四項ノ季節ニ依リ繁忙ナル事業トハ「器械製絲業、製茶業及果物ノ罐詰ニ關スル業務」ヲ云フ

第四條 工場法第十五條及工場法施行令第二章ニ依リ職工ノ扶助ヲ爲シタルトキハ半季毎ニ取纏メ左

ノ事項ヲ具シ七月末日及翌年一月末日迄ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ

一 職工ノ氏名生年月日及其ノ雇入年月日

一 扶助ノ事由及扶助原因發生ノ年月日

一 扶助金額葬祭料及其ノ算定率並ニ日數

一 扶助金及葬祭料ヲ支給シタル月日並ニ其ノ受領者ノ住所氏名

一 其ノ他參考ト爲ルヘキ事項

第五條 工場法第十八條ニ依リ工場管理人選任ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ申請書ニ履歷書ヲ添

付スルノ外工業主ヨリ其ノ工場ノ管理ニ關スル一切ノ權限ヲ與ヘ管理人ハ工場法規ニ規定スル全般

ノ責任ヲ負擔スヘキコトヲ承諾スル旨ヲ明記シタル双方連署セル契約書寫ヲ添付シ之ヲ知事ニ差出

スヘシ工場法第十八條第三項但書同施行規則第二十二條ニ依リ届出ノ場合ニハ其ノ管理人ニ工場ニ

關スル一切ノ權限ヲ與ヘタルコトヲ證スヘキ書類ノ添付ヲ要ス

第六條 工場管理人ノ選任ハ左記事項ニ該當ノ場合ハ之ヲ認可セス又ハ其認可ヲ取消スコトアルヘシ

一 工場ノ管理ニ付實權ヲ附與セサルモノト認ムルトキ

一 未成年者、復權セサル家資分散者及破産者禁治産者準禁治産者並ニ管理人ノ認可ヲ取消サレタ

ル日ヨリ二年ヲ經過セサル者ナルトキ

一 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ

經過セサルトキ

一 本人ノ性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セスト認ムルトキ

一 其ノ他必要ト認ムルトキ

第七條 工場法施行令第二十五條ニ依リ職工ノ貯蓄金管理方法ノ認可ヲ受ケムトスルモノハ左ノ各號

ヲ具シ之ヲ知事ニ申請スヘシ

一 貯蓄金積立ノ方法

二 貯蓄金ノ管理方法

三 貯蓄金ニ付セラレルヘキ利率

四 貯蓄金支拂ノ手續

第八條 工場法施行令第三十八條第二項ニ依リ賃金支拂期ニ關スル許可ヲ受ケムトスルモノハ左ノ各

號ヲ具シ之ヲ知事ニ申請スヘシ

一 賃金ノ支拂期及其ノ方法

二 其ノ特別ナル支拂期ヲ定ムル契約ヲ爲スヘキ事由並ニ從來ノ慣習タル事實

第九條 工場主ハ職工ノ就業時間就業時ノ轉換休憩時間及休日ニ關スル事項ヲ定メタル時ハ其ノ旨直

ニ知事ニ届出ツヘシ其ノ變更シタル場合亦同シ

第十條 工場法及工場法ニ基キタル命令ニ依リ差出スヘキ書類ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十一條 本則第四條及第九條ノ届出ヲ怠リタルトキハ五圓以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十二條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

佐賀縣

工場法令施行手續

(大正五年九月六日 佐賀縣訓令第四百八號)

- 第一條 工場法令ニ依ル許可若ハ認可申請書又ハ届書ヲ受理シタルトキハ工場法施行規則第二十二條第二號ノ死亡及同施行規則第二十四條並ニ同施行規則第四條第九條ノ届書ヲ除クノ外意見ヲ附シテ進達スヘシ
- 第二條 工場管理人ニシテ工場法施行細則第六條列記ノ事項ニ牴觸シ其ノ資格ナキモノト認めタルトキハ直ニ其ノ事由ヲ報告スヘシ
- 第三條 工場法ノ適用ヲ受ケル工場ニシテ其ノ適用ヲ受ケサル事由發生シタルトキハ其ノ事由ヲ報告スヘシ其ノ適用ヲ受ケサル工場ニシテ適用ヲ受ケヘキ事由發生シタルトキ亦同シ

熊本縣

工場法施行細則

(大正五年九月一日 熊本縣令第十六號)

- 第一條 工場法第八條第四項ノ季節ニ依リ繁忙ナル事業ト稱スル生絲製造、製茶、果物ノ罐詰ニ關スル業務ノ類ヲ謂フ
- 第二條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人ニ選任スルコトヲ得ス
  - 一 未成年者、禁治産者、準禁治産者復権セサル家資分散者及破産者
  - 二 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者
  - 三 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者
  - 四 本人ノ性行又ハ經歷上工場管理人ニ適セスト認めル者
- 認可ヲ受ケタル工場管理人前項各號ノ一ニ該當スルトキハ其認可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第三條 工場法施行規則第二條ニ依ル十歳以上十二歳未滿ノ者ノ就業許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
  - 一 業務ノ種類
  - 二 職工ノ住所、氏名、生年月日
  - 三 一日ノ就業時間及休憩時間
  - 四 毎月ノ休日回數

第四條 工場法施行規則第二條末段ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 事業ノ種類

二 許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ヲ要スル事由ノ詳細

三 就業時間ノ延長又ハ休日廢止ノ日時

第五條 工場主職工又ハ其ノ遺族ノ扶助ヲ爲シタルトキハ十日以内ニ其ノ旨届出ヘシ

第六條 工場法令ニ關シ知事ニ差出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第七條 第五條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

工場法施行手續 (大正五年九月一日  
熊本縣訓令第四十號)

第一條 工場法ノ適用ヲ受クヘキモノト認ムル工場ノ設置アリタル場合ハ其事業ノ種類工場所在地名及工業主ノ住所氏名ヲ警察部長ニ報告スヘシ

第二條 工場法令ニ關スル書類ヲ受理シタルトキハ其實否ヲ調査シ意見アルモノハ之ヲ具シ速ニ警察部長ニ進達スヘシ

第三條 工場法令ニ違背セル犯罪事實ヲ認知シタルトキハ其顛末ヲ具シ警察部長ノ指揮ヲ受クヘシ

### 宮 崎 縣

工場法施行細則 (大正五年十月十二日  
宮崎縣令第二十二號)

第一條 工場法第二條第二項ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 就業セシムル者ノ住所氏名生年月日男女別

二 就業セシムル業務ノ種類

三 就業セシムル時間

四 就業時間中ニ於ケル休憩時間及其ノ配當ノ方法

五 毎月ノ休日ノ回数

第二條 工場法第八條第二項ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 避クヘカラサル事由

二 業務ノ種類

三 就業時間ヲ延長スヘキ期間及一日ノ延長就業時間

四 一日ノ就業開始及終業時刻

五 廢スヘキ休日ノ回数

六 就業スル職工ノ員數並其ノ男女別及十五歲未滿ノ職工ノ員數

第三條 工場法第八條第三項ノ届出及第四項ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 就業時間ヲ延長スヘキ事由



- 二 事業ノ種類
  - 三 就業時間ヲ延長スヘキ期間及一日ノ延長就業時間
  - 四 就業スル職工ノ員數并其ノ男女別及十五歳未満ノ職工員數
- 第四條 工場法施行令第二章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲シタルトキハ醫師ノ診斷書又ハ檢案書ノ寫ヲ添ヘ左ノ事項ヲ記載シ七日以内ニ届出ツヘシ
- 一 職工ノ住所氏名生年月日及男女別
  - 二 職工ノ雇入年月日
  - 三 職工ノ就業セシ業務ノ種類
  - 四 負傷、疾病、死亡及其ノ生シタル年月日竝原因場所
  - 五 扶助料及葬祭料算出ノ方法並其ノ金額
  - 六 遺族扶助料及葬祭料ヲ支給シタルトキハ其ノ受ケタル者ノ住所氏名生年月日及職工トノ續柄
- 第五條 工場法施行令第十五條ノ規定ニ依リ職工ノ扶助ヲナササルトキハ其ノ理由ヲ詳記シ直ニ届出ツヘシ
- 第六條 工場法施行規則第八條第一項第四號第五號ノ疾病ニ罹レル者ヲ業務ニ就カシムルトキハ左ノ事項ヲ遲滞ナク届出ツヘシ
- 一 職工ノ住所氏名生年月日
  - 二 従事セシムヘキ業務ノ種類
  - 三 傳染豫防ノ方法

- 第七條 工場法施行規則第九條但書ニ依リ産婦ヲ業務ニ就カシムルトキハ醫師ノ證明書又ハ其ノ寫ヲ添付シ左記事項ヲ就業前ニ届出ツヘシ
- 一 分娩セシ年月日
  - 二 就業セシムル年月日
  - 三 就業セシムヘキ業務ノ種類
- 第八條 工業主ハ工場管理人ヲ選任シタルトキハ履歷書ノ外其ノ選任契約書ノ寫ヲ添ヘ工場管理人ト連署シ認可ヲ申請スヘシ
- 第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人タルコトヲ認可セス
- 一 工場法第十八條第一項ニ規定セル權限ヲ有セサル者
  - 二 未成年者、禁治産者又ハ準禁治産者
  - 三 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ未タ復權ノ決定確定ニ至ラサル者
  - 四 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル者ニシテ其ノ取消ノ日ヨリ二年ヲ經過セサル者
  - 五 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者
  - 六 性行又ハ經歷カ工場管理人タルニ適セスト認めタル者
- 認可ヲ受ケタル工場管理人ニシテ不適當ト認めタルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第十條 工業主職工ヲ雇入レタルトキハ様式第一號ニ解雇シタルトキハ様式第二號ニ依リ七日以内ニ届出ツヘシ

第十一條 工場法施行規則第二十條第三號ノ規定ニ依リ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ

一 職工又ハ職工ノ配偶者分婉シタルトキ  
二 職工又ハ職工ノ配偶者若ハ其ノ子女ノ傷病三週日以上ニ涉ルトキ

第十二條 工場法又ハ本法ニ基キ發スル命令ニ關スル願届書ハ工場所轄警察官署ヲ經由スヘシ  
第十三條 第四條乃至第七條及第十條ノ届出ヲ怠リタルトキハ參拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則

第十四條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 本法施行ノ際ニ於ケル現職工ハ第十條第一號様式ニ據リ十月三十一日迄ニ届出ツヘシ  
様式第一號

職工雇入届

雇入ノ年月日	従前従事シタル業務	従前従事シタル工場位置名稱	雇入ノ種別	従事スヘキ業務	契約賃金又ハ拂渡賃金算出方法	現住	現籍	職所	氏名	生年月日
--------	-----------	---------------	-------	---------	----------------	----	----	----	----	------

右及御届候也

大正 年 月 日

縣 郡

村町

番地

業務 何

某 印

宮崎縣知事宛

備考

- 一 雇入種別欄ニハ「直接申込募集」「周旋等ノ區別ヲ記載スヘシ
- 二 周旋ニ依ル場合ハ周旋人ノ住所氏名ヲ記載スヘシ

様式第二號

職工解雇届

解雇シタル年月日	解雇セシ理由	従事セシ業務	住職	所	氏名	工名
----------	--------	--------	----	---	----	----

右及御届候也

大正 年 月 日

縣 郡

村町

番地

業務 何

某 印

宮崎縣知事宛

工場法施行手續 (大正五年十月十二日 宮崎縣訓令第二十二號)

第一條 工場法ノ適用ヲ受クヘキモノト認メタル工場アリタルトキ又ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ其ノ適用ヲ受ケサルニ至ル事由ヲ生シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ報告スヘシ

一 工業ノ種類

宮崎縣

- 二 工業主ノ住所氏名
- 三 工業所在地
- 四 職工ノ員數

第二條 工場法令ニ依ル許可又ハ認可ノ申請書及届書ヲ受理シタルトキハ工場法施行規則第二十四條ニ依ル届書ヲ除クノ外其ノ事實ヲ調査シ必要アル場合ニ於テハ意見ヲ附シ進達スヘシ

第三條 工場管理人ニシテ工場法施行細則ニ依リ工場管理人タル資格ナキニ至リ又ハ資格ナシト認めルトキハ其ノ事由ヲ報告スヘシ

第四條 工場法令ニ違反セル事實ヲ認めタルトキハ其ノ顛末ヲ報告スヘシ

第五條 工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ職工業務上負傷、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ其ノ都度其ノ顛末ヲ報告スヘシ

工場法適用ニ關スル件 (大正五年十月十二日 宮崎縣告示第三百七十九號)

工場法第二條輕易ナル業務及同法第八條季節ニ依リ繁忙ナル業務並同法第十五條業務上ノ疾病ノ種類左ノ通定メタリ

- 一 工場法第二條第二項輕易ナル業務ノ範圍左ノ如シ
  - 一 菓子、卷煙草、黃燐ヲ使用セサル燐寸、刷子、又ハ鈕釦ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴附、包裝又ハ標紙ノ貼付
  - 二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼
  - 三 印刷製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛

- 四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理
- 五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷
- 二 工場法第八條第四項季節ニ依リ繁忙ナル業務左ノ如シ
  - 一 生絲製造業
  - 二 製茶業
  - 三 果物ノ罐詰ニ關スル業務
  - 三 工場法第十五條業務上ノ疾病左ノ如シ
    - 一 砒素、砒素化合物、水銀、水銀化合物、燐、燐含有物、鉛、鉛化合物、チアン水素酸チアン化合物其ノ他毒性又ハ劇性料品ヲ取扱フ業務ニ於ケル其ノ中毒諸症及業務ノ過程ニ於テ發生シタル毒性又ハ劇性物質ニ因ル中毒諸症
    - 二 業務上使用スル鑛酸、苛性アルカリ「クロール」、「フルオール」、「フルオール化合物クロム化合物」、「テール」其ノ他腐蝕性又ハ刺戟性料品ニ因ル腐蝕又ハ潰瘍
    - 三 生絲工ノ手指蜂窩織炎、研磨工ノ水疹及業務上使用スル「テール」「セメント」チアン化合物等ニ因ル皮膚濕疹
    - 四 業務ニ因ル筋ノ強直、痙攣、斷裂、腱鞘炎、關節炎、脱腸
    - 五 高熱物體ノ取扱刺戟性瓦斯又ハ異物ニ因ル結膜炎、其ノ他ノ眼病
    - 六 檻樓、獸毛、革皮、其ノ他古物ヲ取扱フ業務ニ因ル丹毒、炭疽、「ペスト」痘瘡
    - 七 前各號列記以外ノ疾病ニシテ業務上ノ疾病ト認めラル、モノ

## 鹿兒島縣

### 工場法施行細則

(大正五年八月三十日  
鹿兒島縣令第二十五號)

第一條 工場法、工場法施行令、工場法施行規則及本則ニ依リ知事ニ差出スヘキ願届書ハ工業地警察官署ヲ經由スヘシ

第二條 工業主工場法第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ヲ爲サルトスルトキハ左ノ事項ヲ詳具スヘシ

- 一 事由及期間
- 二 事業ノ種類
- 三 就業時間及就業時ノ轉換
- 四 休日及休憩時間

第三條 工場法第八條第四項季節ニ依リ繁忙ナル事業左ノ如シ

一 生絲製造業

二 製茶業

三 菓物ノ罐詰ニ關スル業務

第四條 工業主工場法施行令第二十六條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ヲ爲サルトスルトキハ左ノ事項ヲ具スヘシ但シ尋常小學校ニ就學セシムル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 教師ノ資格及員數

鹿兒島縣

- 二 教授ノ場所
- 三 教授ノ時期
- 四 修業年限
- 五 教科目、各教科毎週教授時數及教科書
- 六 經費

前項各號ノ事項ヲ變更シタルトキハ認可ヲ受クヘシ

第五條 工場法施行規則第二十一條ノ申請書ニハ履歷書ノ外工場管理人カ工場法第十八條ノ權限ヲ附與セラレ且同法第十九條ノ責任ヲ負フ旨ヲ明記シタル選任契約書寫ヲ添付スヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工場管理人ノ選任ヲ認可セサルコトアルヘシ

- 一 工場ノ管理ニ付實權ヲ附與セラレス又ハ事實上其ノ管理ヲ爲スコト能ハスト認ムルトキ
- 二 未成年者、身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ終ヘサル者、家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權サル者、禁治産者、準禁治産者竝認可ヲ取消サレタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者
- 三 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

四 前各號ノ外不適當ト認ムル者

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工場管理人ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 事實上工場ノ管理ヲ爲スコト能ハスト認メタルトキ
- 二 家資分散、破産、禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

三 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタルトキ

四 前各號ノ外不適當ト認メタルトキ

第八條 工業主ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

- 一 工場カ工場法ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキ
  - 二 工場カ其ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキ
  - 三 工場法第二條第二項ニ依リ許可ヲ受ケタル業務ヲ廢止シタルトキ
- 第九條 工業主ハ左ノ事項ヲ遲滞ナク届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 一 職工ノ就業時間、就業時ノ轉換、休日及休憩時間
  - 二 職工雇入ニ關スル契約事項
  - 三 職工ノ寄宿ニ關スル規則

第十條 工業主ハ工場毎ニ左記様式ノ扶助簿ヲ備ヘ扶助ヲ爲シタルトキハ其ノ都度之ヲ記入スヘシ扶助ノ開始、解雇又ハ轉歸アリタルトキハ扶助簿寫ヲ添ヘ翌月十日迄ニ届出ツヘシ

第十一條 第八條第三號第九條第一號又ハ第十條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十二條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

職工扶助簿

年	住原	氏
月	所籍	年
日	日入	月
		日
		名
		扶助料又ハ葬祭料ヲ受ク

鹿兒島縣

賃 金 額	療 養 ノ 場 所	解雇又ハ轉歸ノ年月日及 其ノ事由 負傷又ハ疾病ノ年月日及 其ノ事由 診斷又ハ檢案ノ年月日及 醫師ノ氏名	及キ遺族ノ住所氏名年齢 及其ノ禮柄 扶助料、治療費、葬祭料、 歸郷旅費支給ノ年月日及 其ノ額	備 考
-------------	-----------------------	--	--	--------

### 沖繩縣

#### 工場法施行細則 (大正五年八月二十九日 沖繩縣令第四十六號)

- 第一條 工場法ノ適用ヲ受クヘキ工場ヲ設置シタルトキハ工業主ハ左ノ事項ヲ三日内ニ知事ニ届出ヘシ其ノ之レヲ變更シタルトキ亦同シ
- 一 工場名及事業ノ種類
  - 二 工業主ノ住所氏名年齢
  - 三 工場ノ所在地
  - 四 常時使用スル職工ノ員數
  - 五 就業時間 自午前何時 至午後何時
  - 六 原動機ヲ用キルモノニ在リテハ其ノ名稱
- 第二條 工場法施行規則第三條ニ依リ就業時間ヲ延長セムトスルトキハ工業主ハ豫メ知事ニ届出ヘシ
- 第三條 工場法施行規則第八條第一項但書ニ依リ傳染豫防ノ處置ヲ爲シ就業セシメ又ハ同條第三項但書及第九條但書ニ依リ就業セシメタル場合ハ工業主ハ速ニ知事ニ届出ヘシ
- 第四條 工場法施行規則第十四條ノ事故發生シタル場合ハ工業主ハ速ニ其ノ職工ノ住所氏名年齢及診斷又ハ檢案ヲ爲シタル醫師ノ氏名ヲ知事ニ届出ヘシ
- 第五條 工場ヲ廢止シ又ハ賣渡讓渡ヲ爲シタルトキハ工業主ハ五日内ニ知事ニ届出ヘシ
- 第六條 本則ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本則施行ノ際現ニ事業ヲ營ム工場ノ工業主ハ第一條各號ノ事項ヲ大正五年九月三十日限り知事ニ届出  
ヘシ届出サル者ハ科料ニ處ス

大正六年五月五日印刷

大正六年五月八日發行

# 農商務省商工局

印刷人 小川 邦 孝

東京市京橋區瀧山町七番地

東京市京橋區瀧山町七番地

印刷所 東京製本合資會社

電話新橋 (七九五番) 七九七番

終